

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

## 吹田市議会会議録 4 号

令和 6 年（2024年） 2 月 28 日（水）（第 4 日）

## 吹田市議会会議録 4 号

令和6年2月定例会

### ○ 議 事 日 程

令和6年2月28日 午前10時開議

- 議案第1号 吹田市立会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 吹田市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 吹田市教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 吹田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 吹田市会開発事業の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 吹田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 吹田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
- 議案第26号 豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する協議について
- 議案第28号 市道路線の認定及び廃止について
- 1) 議案第29号 令和6年度吹田市一般会計予算
- 議案第30号 令和6年度吹田市国民健康保険特別会計予算
- 議案第31号 令和6年度吹田市部落有財産特別会計予算
- 議案第32号 令和6年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算
- 議案第33号 令和6年度吹田市介護保険特別会計予算
- 議案第34号 令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第35号 令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算
- 議案第36号 令和6年度吹田市病院事業債管理特別会計予算
- 議案第37号 令和6年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
- 議案第38号 令和6年度吹田市水道事業会計予算
- 議案第39号 令和6年度吹田市下水道事業会計予算
- 議案第40号 令和5年度吹田市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第41号 令和5年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第42号 令和5年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第2号）

会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

- 議案第43号 令和5年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第44号 令和5年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第45号 令和5年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 令和5年度吹田市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第47号 令和5年度吹田市下水道事業会計補正予算（第2号）

2 一般質問

---

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

---

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○ 出席議員 33 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	6 番	中 西 勇 太
7 番	石 川 勝	8 番	後 藤 恭 平
10 番	玉 井 美 樹 子	11 番	山 根 建 人
13 番	後 藤 久 美 子	14 番	川 田 尚
15 番	江 口 礼 四 郎	17 番	浜 川 剛
18 番	井 上 真 佐 美	19 番	野 田 泰 弘
20 番	竹 村 博 之	21 番	塩 見 み ゆ き
22 番	柿 原 真 生	23 番	清 水 亮 佑
24 番	今 西 洋 治	25 番	林 恭 広
26 番	澤 田 直 己	27 番	白 石 透
28 番	有 澤 由 真	29 番	矢 野 伸 一 郎
30 番	小 北 一 美	31 番	橋 本 潤
32 番	乾 詮	33 番	高 村 将 敏
34 番	井 口 直 美	35 番	泉 井 智 弘
36 番	藤 木 栄 亮		

---

○ 欠席議員 1 名

12 番 村 口 久 美 子

---

○ 出席説明員

市長	後藤圭二	副市長	春藤尚久
副市長	辰谷義明	水道事業管理者	前田聡
危機管理監	岡田貴樹	総務部長	小西義人
行政経営部長	今峰みちの	税務部長	中川明仁
市民部長	高田徳也	都市魅力部長	井田一雄
児童部長	北澤直子	福祉部長	大山達也
健康医療部長	梅森徳晃	環境部長	道澤宏行
都市計画部長	清水康司	土木部長	真壁賢治
下水道部長	柳瀬浩一	会計管理者	杉公子
消防長	笹野光則	水道部長	山村泰久
理事（人権政策・ウクライナ避難民支援担当）	前村誠一	理事（家庭児童相談担当）	岸上弘美
理事（福祉指導監査担当）	岡松道哉	理事（公共施設整備担当）	伊藤登
理事（地域整備担当）	梶崎浩明	教育長	大江慶博
学校教育部長	山下栄治	教育監	植田聡
地域教育部長	道場久明		

○ 出席事務局職員

局長	古川純子	次長	二宮清之
参事	守田祐介	主幹	井上孝昭
主幹	稲見敦史	主査	今井理香子
主査	水落康介	主任	藤井勇氣

○  
(午前10時 開議)

○野田泰弘議長 ただいまから2月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は33名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者は1名であります。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、それにより御承知願います。

本日の署名議員を私から指名いたします。

21番 塩見議員、24番 今西議員、以上両議員にお願いいたします。

これより議事に入ります。

○野田泰弘議長 日程1 議案第1号、議案第4号から議案第7号まで、議案第9号から議案第15号まで、議案第17号、議案第18号、議案第25号、議案第26号及び議案第28号から議案第47号まで、並びに日程2 一般質問を一括議題とし、昨日に引き続き質問を受けることにいたします。

通告順位により、順次発言を願います。17番、浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 公明党の浜川 剛です。発言通告書に基づき個人質問をさせていただきます。

まずは、1月1日に発生いたしました能登半島地震におきまして亡くなられました方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々に心からお見舞い申し上げます。

発災後2か月がたとうとしても、いまだ断水が続くなど、ライフラインの復旧すらままならない地域がある現状を見ると、本市においても改めて災害に強いまちづくりをこれまで以上に推し進める必要があるのではと感じ、数点質問させていただきます。

能登の現状を見るにつけ、管路の耐震化の重要性を感じます。本市上・下水道の管路の耐震化について、計画に基づき取り組まれてはおりますが、そのスピードで十分なのか疑問が生じます。

まずはお聞きしますが、現在の計画で耐震化100%が達成されるのは何年後でしょうか。お示し

ください。

○野田泰弘議長 水道部長。

○山村泰久水道部長 まずは、水道部から御答弁申し上げます。

現在の整備ペースである基幹管路年間2km、配水支管年間8kmとして計算しますと、全ての管路が耐震化されるのは、おおむね50年後となります。

しかし、市民生活への影響を効果的に軽減するには、総延長740kmにも及ぶ水道管路を、いかに実効性の高い手法により事業を進めるかが重要であると考えております。そのため、本市では、管路が有する機能性や重要性を定量的に評価した上で路線を決定し、更新、耐震化を進めているところでございます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 下水道部長。

○柳瀬浩一下水道部長 下水道部からも御答弁申し上げます。

下水道管路の耐震化につきましては、平成30年度(2018年度)に策定いたしました吹田市下水道総合地震対策計画に基づき、優先順位を定めながら進めているところでございます。

被災時に交通機能への重大な障害を及ぼすおそれのある広域緊急交通路や重要物流道路に埋設された管路について、耐震診断を実施し、対策が必要な箇所について耐震化工事を行っており、令和10年度の完成を見込んでおります。

来年度からは、災害対策本部や市内6ブロックに設置される救護所と下水処理場を接続する管路について、順次、耐震診断と耐震化工事を進めてまいります。

地震対策の対象となる重要な幹線等を約225kmと定めており、多くの路線で耐震診断が未実施のため、現時点で完成時期をお示しするのは困難でございますが、令和4年度末時点の管路の耐震化率は約20%であり、長期間を要するものと考えております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 耐震化工事も安価で実施でき

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

るわけではないですから、ある程度年数が必要であることは理解しますが、老朽化対策と防災対策とは違う次元で考えるべきではないでしょうか。

上町断層を震源地とする地震が、今の耐震化計画完了後に起こるのであれば現状の計画で十分ですが、災害から市民の安心、安全を守るための取組ですので、上・下水道会計だけではなく、市税を投入しての管路の耐震化を急ピッチで推し進めるべきと考えますが、水道事業管理者と副市長の御見解をお聞かせください。

○野田泰弘議長 水道部長。

○山村泰久水道部長 まずは、水道部担当から御答弁申し上げます。

一般的に断水が広域化、長期化する主な原因は、水道施設のうち上流部に当たる浄水所、配水池または送水管が被災し機能を失うことにあります。このたびの能登半島地震や令和3年（2021年）の和歌山市水管橋崩落事故を例にとってもその傾向は顕著です。

本市では、大規模断水を回避するために、耐震化を上流施設から着手しており、既に浄水所や配水池におきましては、予定していた工事を完了し、送水管につきましても、令和11年度（2029年度）には、完成を見込んでいます。

各御家庭に給水するための配水管については、重要給水施設と位置づける病院、小・中学校への配水ルート耐震化を重視しながら、老朽化した管路を耐震管に取り替える工事を進めているところです。

管路の更新率は、全国平均の0.7%を大きく上回る、年間1.2%以上の高い水準で更新を行っているところであり、今後も着実に進めてまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 下水道部長。

○柳瀬浩一下水道部長 続きまして、担当の下水道部からも御答弁申し上げます。

下水道管路の耐震化の推進に当たりましては、国庫補助金や企業債などの財源の確保とともに、人の確保が重要であると認識しており、浸水対策や老朽化対策などとのバランスに留意しながら着実に進めてまいります。

また、下水道事業におきましては、総務省が発出する繰出基準に基づき、雨水処理に要する経費などに対して一般会計からの負担金を受け取っておりますが、現時点では、一般会計に対して基準外の負担を求めることは考えておりません。

以上でございます。

○野田泰弘議長 水道事業管理者。

○前田聡水道事業管理者 管路をはじめとした水道施設の耐震化につきましては、先ほどの水道部長答弁で申し上げましたとおりでございます。近年では府内中核市の平均を大きく上回る設備投資を行っております。

水道事業におきましては、独立採算を原則とした公営企業として、必要な経費はあくまでも受益者負担として、適正な料金水準により運営することが最も合理的と考えているところでございます。

引き続き、水道水の安定供給を維持するために水道の強靱化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 下水道管路の耐震化につきましては、重要な課題であると認識しておりますが、独立採算を原則とする下水道事業におきましては、国庫補助金や繰出基準に基づく一般会計負担金などを除き、下水道使用料などの自主財源で賄うべきものであり、さらなる市税の投入につきましては慎重な判断を要することから、現時点では困難であると考えております。

下水道事業では、これまでも必要な投資と財源の確保に努めており、近年は建設事業費や国庫補助金も増加傾向にあります。引き続き国庫補助金などの財源を最大限活用しながら、管路の耐震化を含めた諸課題に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 災害が起こったときに結果的にどうなるのかっていうところですので、また御検討のほどよろしく願いいたします。

続いて家屋の耐震化補助についてお聞きします。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

新耐震基準施行前の昭和56年5月31日以前に建築された家屋に対して、耐震化に向けた各種補助金制度を設けられております。市ホームページで確認しましたところ、令和5年度の耐震診断補助金につきましては、令和6年1月31日をもって終了いたしましたとのことです。現状、吹田市の家屋の耐震化率は把握されているのでしょうか、お示してください。

○野田泰弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 耐震化率は5年ごとに実施される住宅土地統計調査を基に推計しており、直近の調査では、令和2年度（2020年度）の住宅の耐震化率が90.7%となっています。

以上でございます。

○野田泰弘議長 17番 浜川議員。  
(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 耐震基準は、前述の昭和56年以降の2000年6月に木造住宅の耐震性に大きく関わる改正が行われております。

大阪市では2009年度から新耐震基準に基づいた住宅でも、2000年5月以前の木造住宅については改修工事の補助対象としておられます。本市も耐震補助の対象を2000年5月以前の木造住宅についても対象とすべきではないでしょうか。御見解をお聞かせください。

○野田泰弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 木造建築物につきましては、平成12年（2000年）の建築基準法の改正により、接合部の仕様や耐力壁の配置に関する規定が明確化され、耐震基準がより強化されましたが、本市では住宅建築物耐震化計画に基づき、まずは地震の被害が大きいと想定される昭和56年、1981年5月以前に建てられた旧耐震基準の木造住宅に重点を置き、補助を行っております。

なお、対象となる木造住宅につきましては、戸別訪問による補助制度の案内等を実施しており、引き続き耐震化の啓発について取り組んでまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 17番 浜川議員。  
(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 大規模災害発生時には、多く

の方が避難所生活を余儀なくされます。この人数を可能な限り減らすための取組としてこれまで質問してきたわけですが、それでも様々な理由から避難所での生活を強いられる方もおられます。

避難所生活には不便が伴い、運営スタッフも肉体的、精神的に疲弊する中ですので、円滑なコミュニケーションが不可能となる場合も十分考えられます。

知的障がい、自閉症などの人や外国人で言葉が分からない人、話せない人、発音がはっきりしない人などに対し、円滑にコミュニケーションを取ることを目的として、コミュニケーションボードが製作されています。ボードにある絵記号を指さすことでコミュニケーションを取れるものです。避難所や臨時避難施設となる施設などに整備すべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

○野田泰弘議長 都市魅力部長。

○井田一雄都市魅力部長 初めに、都市魅力部より御答弁申し上げます。

防災意識や災害時の対応は、国により様々であり、避難所に来られた外国人、運営に御協力いただく地域住民双方が御負担なく円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、以前からツールの検討を進めており、今般、外国人対応用初動キッドを危機管理室及び公益財団法人吹田市国際交流協会と連携の上、作成いたしました。

初動キッドは、3点で構成され、一つ目は多言語指さしボードで、外国人の方にボード上で指をさして意思表示をしてもらうことで、会話ができなくても意思疎通が図れるものでございます。

二つ目は、避難者登録カードで、食べ物や体調など、避難所で配慮が必要な事項について、情報共有が可能となります。

最後は、ピクトグラムを活用した案内板で、トイレや救護所など避難所内での案内を円滑にするため、御活用いただけるものでございます。

これらは先日、避難所の管理者及び運営に御協力いただく連合自治会に対して御説明させていただき、3月中に各避難所に配備する予定でございます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 福祉部長。



【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○**大山達也福祉部長** 続きまして、福祉部からも御答弁申し上げます。

避難所において、障がいのある方との円滑なコミュニケーションを図る上で、コミュニケーションボードは有効なツールの一つと認識しております。障がい者はその特性が様々であり、意思疎通支援や情報保障のニーズも多様であることから、それぞれの方に合った適切な対応ができるよう、必要な支援方法について検討してまいります。

以上でございます。

○**野田泰弘議長** 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○**17番 浜川 剛議員** 続いて中学校の部活動についてお聞きします。

令和4年12月に出された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにおいて、学校部活動は、スポーツ、文化芸術に興味、関心のある同好の生徒が、自主的、自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ、文化芸術振興を担ってきた。また、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきたとされています。

本市も、これに沿っての部活動が実施されているとの認識でよろしいのでしょうか。

○**野田泰弘議長** 教育監。

○**植田 聡教育監** 本市の中学校の部活動におきましては、スポーツ庁及び文化庁が示す学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの趣旨にのっとり、各学校の生徒や教職員の実態に応じて実施しております。

以上でございます。

○**野田泰弘議長** 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○**17番 浜川 剛議員** ガイドラインには続きがあり、しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き

方改革が進む中、より一層厳しくなるとされ、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことや、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体、実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むよう明記されています。

現在、全国的に部活動の地域移行が進んでいる中、本市も5校5クラブの活動において新たな運用による部活動を始める準備をされていますが、さらなる地域移行も含めた部活動の環境整備を推し進めるべきと考えます。

一例を挙げますと、この春に中学校に進学予定のある競技に取り組んでいる子がいます。教えられている方いわく、非常に有能でこれからも競技を続けることで全国大会出場や日本一も見込めるのではないかとのことです。しかし残念ながらその子が進学する中学校にはその競技の部活動がなく、競技の継続が非常に難しい状況です。

本人や指導者から中学校に部活動の新設を依頼しても、教員の負担軽減からも現状の部活動の維持が精いっぱい新設はできないと言われております。希望する生徒、手を挙げてくれる指導員がいながら部活動ができない場合、教育委員会が主体となって、新たな拠点部活動を創設すべきではないでしょうか。御見解をお聞かせください。

○**野田泰弘議長** 教育監。

○**植田 聡教育監** 本年4月から生徒の活動機会の確保及び教育の業務負担軽減を目的として、5校5部活におきまして、外部委託による管理運営を試行実施いたします。

対象となる5部活のうち、2つの部活動につきましては、自校にその種目の部活動がない生徒が参加できる拠点校部活動として実施いたします。

今後、生徒や保護者、教員の意向、ニーズを把握するための調査を予定しており、その結果を踏まえ、拠点校、部活動の拡充も含めた持続可能な中学校部活動の仕組みを構築してまいります。

以上でございます。

○**野田泰弘議長** 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○**17番 浜川 剛議員** 先ほど中学校に部活動の新設

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

を要望した旨お伝えしましたが、その際に仮定の話ではありましたが、この競技は三島大会では学校の教員の引率は求められておらず、部活動外部指導者の引率でも大会参加は可能ですが、そこで優秀な成績を収め府大会に出場する際、部活動外部指導者の引率ではなく教員の引率が求められる可能性もあるとのことで、その場合学校としてどのような判断を行うのか確認したところ、何とか引率教員を探して、大会に出場するすべは確保する、当然教育者ならそう言うかと思っておりましたが、帰ってきた回答は、その場合は府大会への出場を断念してもらいますでした。

子供の努力の成果を発揮する場を、学校の都合で奪うと宣言された訳です。これが本当に子供たちのことを考えた教育でしょうか。教育委員会の御見解をお聞かせください。

○野田泰弘議長 教育監。

○植田 聡教育監 生徒が地域の民間クラブで活動を行っている競技種目が在籍中学校の部活動にない場合、多くの学校では教員等から当該種目の大会参加に伴う引率者を募り対応をしていますが、学校の状況によっては困難な場合もございます。

また、働き方改革の推進や、生徒の活動を保障する観点からも、今後は部活動の外部委託の種目の充実を図り、生徒の引率についての体制整備に努め、よりよい部活動の在り方について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 これまでも複数の学校、競技で学校の都合だけで廃部となった部活動があります。教員の負担軽減は重要です。とはいえ、子供たちへの環境づくりも同様だと思います。中学校生活は3年間、長いようで非常に短い時間です。悠長に構えている時間はありません。子供たちの思いを酌める学校環境としていただけるよう要望いたします。

続いて、地域コミュニティ交通創設についてお聞きします。

現在、地域公共交通協議会におきまして、地域コ

ミュニティ交通創設についての議論がなされております。そんな中、今回すいすいバスのルート新設が示されました。これまで要望されてこられた地域の皆さんにとっては、非常にうれしい新設であることは理解しております。

まずお聞きしますが、すいすいバスと地域コミュニティ交通との違いは何なのでしょう。交通不便地域に対する新たな地域交通という意味では、私は同じカテゴリーだと思うのですが、御見解をお聞かせください。

○野田泰弘議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 本市は、市内に鉄道駅が15駅あり、その駅間等をバスの路線で結ばれている交通利便性が高い市であります。その中で、鉄道駅勢圏半径800m及びバス停勢圏半径300mに含まれない公共交通空白地域及び鉄道駅勢圏内でバス停勢圏外であり、最寄り駅からの高低差が15m以上ある公共交通不便地域がまとまった地域において、市が主体となってすいすいバスを走らせ、空白地域、不便地域の解消に努めております。

地域コミュニティ交通は、バスのように大人数での利用が見込めない狭いエリアにおいて、きめ細やかなニーズに対応し地域ごとの実情に応じた生活の足を担う効果があると考えております。

全国的に見ても交通利便性の高い本市における地域コミュニティ交通については、地域の発意等による地域主体の検討や運営によるものを想定しております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 地域公共交通協議会で、新たな地域コミュニティ交通新設の際は、経常利益は黒字でなければならないと市から提示され、協議会の委員長でさえ黒字を求めるということは、既存公共交通機関に対し、見落とししているものがあるといっているようなもので、黒字化が要件の一つであるのはハードルが高いといった旨の発言をされています。

まずはこの発言に対し、担当理事者の御見解をお聞かせください。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○野田泰弘議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 昨年11月に開催された第8回吹田市地域公共交通協議会において、ウェブ参加されていた会長からの発言につきましては、他市事例を見ますと赤字補填をされている場合が多いことからの発言と認識をしております。

一方で、他市において、数は少ないものの、地域主体で運営されておられる実績も確認しております。

本市としては、今後新たに創設される地域コミュニティ交通については、黒字経営を基本とした地域主体よるものとして、その導入手順となるガイドラインの策定を行っているものでございます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 地域コミュニティ交通新設の要件を見ると、市は本気で交通不便地域を解消しようとしているのか疑問です。そもそも交通不便地域は存在しないというスタンスであることは、これまでも議会質問等を行うことで分かっておりますが、現にバスの運転手不足で路線廃止になるルートが増えてきており、結果新たに交通不便地域となる地域も出てきております。そういった地域にとってコミュニティ交通創設は悲願とも言える状況です。

乗り合いバスやタクシーを活用し、コミュニティ交通を創設した地域も増えてきております。市としてもっと前向きに推し進めていくべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

○野田泰弘議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 本市では、これまで市内の一部にまとまって存在する公共交通空白地域や交通不便地域において、すいすいバスを導入することにより、それらを解消してまいりました。

すいすいバスの導入に係る公共交通空白地域や交通不便地域の状況と、運転手不足など社会問題による今後新たに発生し得る公共交通の問題とは、事情や背景が大きく異なるものです。

今後も引き続き、変化し続ける公共交通の状況や様々なニーズに対し、どのような対策が効率的で効果的かを検討し、他市事例等も参考にしながら、柔

軟かつ迅速に対応できるよう、情報収集、研究、検討、事業者との協議などを進めていく所存であります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 地域コミュニティ交通新設には後ろ向きですねというのが御答弁をいただいた上での率直な感想です。本市は交通利便性が高いと言われますが、バスの路線廃止も進んでいる現状で、そう思っている市民は減少しているのではないのでしょうか。市民の声を敏感に感じ、応える取組をぜひともお願いいたします。

続いてリチウムイオン電池の回収についてお聞きします。

昨年末に東京都江東区の粗大ごみ処理施設で火事があり、この施設は東京23区全ての粗大ごみを処理しており、大きな影響が出たと報道されました。ごみの中から複数のリチウムイオン電池が見つかり、電池が発火したことで火事が起きたと見られています。

東京消防庁によりますと、昨年12月20日までにリチウムイオン電池が搭載された製品から出火した火災は、都内でこれまでで最多の166件となったそうです。これは、東京だけの問題とは思えません。

そこでお聞きしますが、本市においてごみ回収時にリチウムイオン電池が原因と思われる出火はどれくらいあるのでしょうか。回収車や集積場、処理施設での現状をお示してください。

○野田泰弘議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 リチウムイオン電池及び充電式電池等の二次電池の処分につきましては、電気器具店等の販売店またはリサイクル協力店にお問合せの上、設置されております回収箱へ入れるなど、リサイクルに回していただくように周知をいたしております。

また、二次電池が取り外せる小型家電につきましては、取り外した二次電池を販売店等の回収箱にお持ちいただくよう市民周知を行っており、本市では、これらの収集は行っておりません。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ごみ収集車における収集中の車両火災につきましては、リチウムイオン電池のほか、使い捨てライターや簡易ガスボンベ、スプレー缶なども発火要因になっていると考えられ、原因の特定には至っておりませんが、昨年度は7件、本年度は2月末現在までに3件発生しております。

破砕選別工場におきましては、処理中の軽微な発火も含め、発火時には水を噴霧するなどにより処置しており、その回数は昨年度で約400回、本年度は2月末現在までに約300回となっております。

その要因につきましても、ごみ収集車と同じくスプレー缶等の複数の発火要因があり、原因の特定には至っておりません。

以上でございます。

○野田泰弘議長 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 リチウムイオン電池は、掃除機やハンディ掃除機、電気シェーバーなど、各家庭にある電気製品に使われており、廃棄する場合は製品から取り出し、特別な廃棄処理をする必要があります。

しかしながら、それが守られておらず、一般ごみや粗大ごみに出されることで火災が発生しているようです。

ちなみに、私も昨年末電気シェーバーを廃棄する際、説明書を見ながらもバッテリーを取り外すのに苦労しました。全ての人がここまでして外すのかと疑問を持ちました。であるならば、本市のリチウムイオン電池回収方法を変更し、市が回収し廃棄処分することにはいかがでしょうか。御見解をお聞かせください。

○野田泰弘議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 発火防止のためには、リチウムイオン電池をはじめとする原因物を適切に分別し、排出していただく必要がありますことから、まずは、それらの排出方法について、周知徹底を図るとともに、併せて、処理方法にお困りの際は、より丁寧に対応してまいります。

一方で、排出方法が販売店等に限られますリチウムイオン電池等の二次電池につきましては、今後、

安全かつ効果的な収集方法について、近隣市などの事例を参考に、調査、研究してまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 大きな火災が発生しないうちに、より安全な収集を御検討いただくように要望し、以上で質問を終わります。

○野田泰弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 公明党の矢野伸一郎でございます。発言通告書のとおり個人質問いたします。

質問に入ります前に、先月元日に発生いたしました能登半島地震により亡くなられた方々に、お悔やみ申し上げますとともに、寒さ厳しき中で、避難所生活等を余儀なくされております被災者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。1日も早く復旧、復興がなされ、日常の生活が取り戻せるようお祈り申し上げます。それでは、質問に入ります。

一つ目の質問は、受水槽給水栓についてお伺いします。

今回の能登半島地震でもそうでありましたが、大きな地震により災害が発生し、断水になった場合、ライフラインである水の供給は待たないであります。大阪府内でも、本市は集合住宅の多い自治体の一つであり、企業や各施設等の受水槽も含めると、初動時において、受水槽にある貯留水を有効に活用しない手はないと考えます。そこでお伺いします。

本市内において、受水槽は幾つあって、その貯留水の量はどのくらいあるのか。また、初動時に受水槽の貯留水を活用することについて、御所見をお聞かせください。

○野田泰弘議長 水道部長。

○山村泰久水道部長 市内におきましては、受水槽給水方式による受水槽の数は約3,000基あり、その貯留水量は約40,000立方メートルになります。そのうち大半を占めます共同住宅の受水槽においては、水道法で定められた水質を保持する観点から、居住者の方が1日で使用する水の半分程度の容量しか備えておらず、時間帯によってはさらに少ない状況です。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

水道部としましては、災害により大規模断水が発生した場合には、各受水槽に貯留された限られた水道水を、共同住宅の居住者で有効に活用していただくことが最も重要であると認識しています。

以上でございます。

○野田泰弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 断水により水の供給が停止された際、受水槽にある貯留水を使用できるようにするには、非常時専用の蛇口として、受水槽に給水栓を設置しておかなければなりません。

本市における受水槽において、受水槽給水栓の設置状況は、どのようになっているのでしょうか、お示してください。

また、これまで、受水槽給水栓設置の推進については、どのような取組をされてきたのかお聞かせください。

○野田泰弘議長 水道部長。

○山村泰久水道部長 受水槽以降の給水栓については、水道法上の給水装置に該当しないため、本市から受水槽給水栓の設置を指導することはしておりません。

また、同様の理由により設置状況についても把握しておりません。

以上でございます。

○野田泰弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 受水槽は、水道法に基づく清掃、検査を、1年以内ごとに1回実施するよう義務づけられています。この法定費用を補助し、断水の際には、受水槽にある貯留水を使用できるように協定を結んではいかがでしょうか。

初動時において迅速な給水活動は重要であります。一刻を争う事態に、協定を結ぶことにより、さらなる事態の悪化を招かないよう万全の備えが必要と考えます。担当理事者の御所見をお聞かせください。

○野田泰弘議長 水道部長。

○山村泰久水道部長 災害時に、共同住宅の受水槽内の水道水を居住者以外に提供することは、貯水量が僅かであることや、受水槽の耐震性が確認されていないことなどから現実的ではないと考えております。

共同住宅の受水槽内の水道水は、居住者で活用していただくことで、初動期における自助としての有効な手法であります。

また、企業が持つ受水槽内の水道水の提供につきましても、企業のBCPへの影響や市民が敷地内に立ち入ることのセキュリティ及び安全性の確保など、様々な問題があり難しいと考えますが、御質問の協定の締結も含め何かできることがないか今後研究してまいります。

なお、今回御提案いただきました趣旨を踏まえ、受水槽以降に給水栓を設置することの重要性につきまして、今後はホームページや広報誌により周知、啓発を強化するとともに、給水装置工事申込時には丁寧に説明してまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 よろしくお願ひします。

次に、竹見台多目的施設についてお伺ひします。

市の個別施設の方針では、当該施設は、築後48年が経過し、建物が老朽化しており、小学校跡の多目的施設を暫定的に利用しているとのことであり、建物の老朽化が年々進んでいることから、令和3年から令和7年の間で、他の施設への機能移転や、機能の廃止等について検討するとなっております。

そこでお伺ひします。令和3年から3年が過ぎ、令和6年に入り、令和7年まで残すところ1年となりましたが、これまでどのような検討がされてきたのでしょうか。状況をお示してください。

○野田泰弘議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事(公共施設整備担当) 竹見台多目的施設につきましては、開設当時より暫定施設として利用している施設であると理解していただいていると考えております。このような施設であることから、これまで建物の耐震性や老朽化対策に関して、多くの費用をかけることはありませんでした。

また、令和2年度(2020年度)には、吹田市公共施設(一般建築物)個別施設計画を策定し、本施設については、他の施設への機能移転や機能廃止等に向けて検討としておりました。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

その後、時間の経過とともにさらに経年劣化が進む中、各所管部署とも協議を続けてまいりましたが、ハード面である建物の耐震性が確認されていないことなどから、令和7年度末には当該施設の機能停止をしていく方向で考えています。

以上でございます。

○野田泰弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 竹見台多目的施設を利用している利用者数をお示してください。また、当該施設の今後の対策スケジュールについて、各利用者にごのように周知し、説明をされてきたのでしょうか。

各事業を所管する担当部局より、それぞれの状況をお聞かせください。

○野田泰弘議長 市民部長。

○高田徳也市民部長 まず、市民部より御答弁申し上げます。

文化、スポーツ等の地域住民の利用につきましては、昨年度の利用実績で合計13団体、年間の延べ利用者数が約1万人でございました。

また、現時点においては、個別施設計画に基づいた廃止検討に向けたスケジュール等が具体化していないことから、利用者等の皆様にはお伝えしていないところでございます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 続きまして、児童部からも御答弁申し上げます。

竹見台多目的施設においては、子育て広場の運営団体が当該事業を実施しておられ、子育て広場には、令和4年度（2022年度）で延べ2,584世帯の親子に御利用いただいています。

子育て広場助成事業につきましては、令和7年度（2025年度）の重層的支援体制整備事業への移行に伴い、全市的に来年度、新たな実施条件で運営団体の公募を控えていることもあり、この公募に向けて、運営団体には移転の検討をお願いしているところでございます。

子育て広場利用者には、公募の結果、令和7年度（2025年度）以降の運営団体及び実施場所が決定し

た段階で周知を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 福祉部長。

○大山達也福祉部長 続きまして、福祉部からも御答弁申し上げます。

竹見台多目的施設においては、ふれあい交流サロンの運営団体が当該事業を実施しておられ、令和4年度（2022年度）は、延べ608名の方が同サロンを利用されています。

当該団体は、子育て広場も一体的に運営している団体であるため、令和6年（2024年）1月に児童部とともに地域に赴き、当該施設が令和7年度（2025年度）までに機能移転や廃止等を検討する暫定施設であることをお伝えするとともに、引き続き運営を希望する場合は、他の実施場所を御検討いただきたい旨の説明を行っております。

なお、ふれあい交流サロンの利用者には、運営団体の意向を確認しながら連携して周知を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 教育監。

○植田 聡教育監 続きまして、学校教育部より御答弁申し上げます。

教育センターでは、竹見台多目的施設の2階部分4教室を1年ごとに普通財産使用申請し、教育支援教室学びの森として使用しております。令和4年度は48名の児童・生徒が入室し、3名のスタッフとボランティアのフレンドとともに活動しておりました。

今後、学びの森は令和6年4月に、総合防災センター、通称DR Cに移転予定でございます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 各事業によってそれぞれの事情があり、状況も違うものと思われま。できる限り早く、今後の予定、今後の方針について具体的に周知、説明する必要があると考えます。どの部局が、他の施設への機能移転や機能の廃止等をまとめて、進めていくのでしょうか。担当副市長の御見解もお聞かせください。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○野田泰弘議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事(公共施設整備担当) まずは、担当より御答弁させていただきます。

さきにも御答弁させていただきましたように、当該施設は暫定施設であるため、耐震性や老朽化への対応ができていないことから、令和7年度末（2025年度末）には機能停止をする方向で考えております。

今後の対応につきましては、現在使用している各所管部署において検討してまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 ただいま担当から御答弁させていただきましたとおり、当該施設につきましては、耐震性や老朽化への対応ができていないことから、機能停止をする方向で考えております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 各事業を担当する各所管部署が、各利用者に周知し、説明し、他の施設への機能移転や機能の廃止等、令和7年度末までに進めていくとのことでありました。各事業の多くの利用者が混乱をしないように、各所管部署が責任を持って丁寧に進めていただくよう要望しておきます。

次に、介護人材確保についてお伺いします。

吹田健やか年輪プラン第8期計画において、3年間の介護人材確保策は、重点政策として取り組まれてまいりました。来年度より、第9期が3年間スタートいたしますが、引き続き重点政策として取り組まれます。これまでの取組における費用対効果、また次期計画においては、どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

○野田泰弘議長 福祉部長。

○大山達也福祉部長 第8期吹田健やか年輪プランの計画期間である令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間における介護人材確保の取組についてでございますが、まず、参入促進に関しましては、関係機関と連携した介護の仕事の魅力を発信するセミナーや就職面接会を費用をかけずに開催し、現時点まで32人の採用につながって

おります。

また、人材の定着促進及び質の向上に関しましては、現時点において約1,009万円の費用により、介護資格取得支援事業を124人の方が活用され、喀痰吸引等の研修を50人が受講されたほか、処遇改善支援事業を活用した事業所のうち、6事業所が処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算を取得されております。

費用対効果での評価は困難ですが、昨年2月に実施した介護保険サービス事業所調査では、人材確保策のうち最も効果的だと思うものの上に、この間実施した取組の多くが挙げられており、人材確保に一定の効果があったものと考えております。

第9期吹田健やか年輪プランの計画期間におきましても、これまでの取組を引き続き実施するとともに、計画初年度となる令和6年度には、新たな取組として介護保険サービス事業所に対し、介護人材確保に関する研修や専門家の訪問等による個別相談を行う事業を実施する予定でございます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 本市における介護人材不足の状況について、現在は、どれだけ不足しているとお考えでしょうか。また、次期計画の取組により、どれだけの人材不足が解消されるとお考えでしょうか。具体的な数値とその根拠をお聞かせください。

○野田泰弘議長 福祉部長。

○大山達也福祉部長 本市における介護人材の不足状況につきましては、令和2年度（2020年度）に厚生労働省により公表された需給推計ツールや大阪府高齢者計画2021の供給推計等により算出いたしますと、令和5年度では96人の不足を見込んでおり、高齢者人口の増加に伴う介護サービス利用者の増加により、今後、さらに介護人材が不足するものと推計しております。

介護人材確保は、国や府とともに総合的に取り組んでいく必要があります。本市の次期計画の取組をもってどれだけの人材不足が解消されるのかをお示しすることは困難ではございますが、引き続き、人

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

材不足の解消に向け、介護人材の量と質の両面から取組を進めてまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 各中学校においては、職場体験等キャリア教育が実施されています。将来に向けて介護人材を確保していくためには、義務教育の中で、介護について学ぶ機会も大変に重要と考えます。介護についての理解を深めることで、介護職に使命感を感じて、将来介護の人材として活躍していきたいと目指す子も出てくるように思います。

福祉部と教育委員会の連携による新たな取組も検討されてはいかがでしょうか。担当理事者の御見解をお聞かせください。

○野田泰弘議長 福祉部長。

○大山達也福祉部長 まずは、福祉部より御答弁申し上げます。

小・中学生に対する介護の仕事の魅力発信につきましては、令和3年度に市立の小学校全校に啓発マンガを配付したほか、市立の中学校全生徒に介護の仕事をする動画の紹介カードを配付しております。

今後とも、小・中学生が介護の仕事に触れる機会を創出するなど、将来の介護人材確保に向けて、教育委員会と連携した取組を検討してまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 教育監。

○植田 聡教育監 続きまして、学校教育部より御答弁申し上げます。

現在、中学校での職場体験学習におきまして、市内の介護施設に活動体験場所として依頼している学校がございます。また、技術、家庭科等の授業では、家庭や地域での高齢者との関わりを取り扱う学習内容もございます。

教育委員会といたしましては、今後も関係部局と連携を図り、各学校への情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 よろしくお願ひいたします。

次に、青色防犯パトロール活動についてお伺ひします。

青色防犯パトロール活動に対する支援の拡充予算が上がっています。令和6年度からは、市直営のパトロール事業を廃止し、地域での活動を促進していく予算の拡充となっています。

そこでお伺ひします。これまでの活動とは大きく変わる事業形態になりますが、そのように決定された経緯と現状を変えなければならないと、今、このタイミングにされた理由等をお聞かせください。

○野田泰弘議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 青色防犯パトロール活動の事業転換の経緯につきましては、令和5年度（2023年度）実施計画において、本市では防犯カメラの設置が進み、一定の犯罪抑止効果を生み出し犯罪認知件数も減少傾向にあることや、青色防犯パトロールは公益性の高い活動として各地域で積極的に実施されることが望ましいと考え、市直営の青色防犯パトロール活動を廃止することを決定いたしました。

なお、防犯カメラの更新、増設が完了する令和5年度（2023年度）末で、市直営の青色防犯パトロール事業を廃止し、令和6年度（2024年度）以降に削減される経費を基に、地域の青色防犯パトロール活動支援や新規結成支援の充実化に取り組むといった方向性につきましては、令和5年（2023年）2月定例会において予算案件として御提案し、御審議、御承認いただいたものでございます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 それぞれの地域でパトロール隊が新規に結成され、活動が推進されることは理想であります。当然のことですが、令和6年度からの新たな活動において、防犯力が向上することはあっても、低下するようなことがあってはなりません。これまでは、市直営のパトロール事業があつてカバーされていた地域も、これからは、自主防犯活動として、各地域においてしっかり取り組まなければなら



【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

りません。これまで以上に、地域の活動を各地域が自主的に推進していかねばなりません、どのように推進をしていくのかお聞かせください。

○野田泰弘議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 青色防犯パトロール事業に関する今回の拡充は、さらなる地域パトロール活動の活性化や新規結成支援を促進することを目的としております。

この間、地域の防犯支部から頂いていた意見を基に、活動促進の障壁となっていた費用面や、パトロール活動専用車両の確保などの支援について検討をまいりました。

具体的には、既存の活動団体に対する活動補助金の対象経費の拡大及び活動補助金の増額、パトロール車両の更新費用、未結成団体には、パトロール専用車両の譲渡といった方策を立てており、障壁となる課題を少しでも解消し、地域における自主的活動を促すものでございます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 現状は高齢化が進み、どの地域も担い手不足が懸念されている状況であります。活動を支援するための補助金を拡充しても、実際に活動する人がいなければ仏をつくって魂入れずとなって拡充の意味もありません。理想と現実の乖離が生じないように、新たな活動には期待はしておりますが、これから継続した活動となるためには、担い手不足をどのように解消するのか大きなポイントの一つであります。どのようにしていくのか、どのようにして持続可能な活動にすべきと考えているのかお聞かせください。

○野田泰弘議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 パトロールの担い手不足は、既存活動団体や未結成地域でも活動推進の大きな障壁となっているものと認識しております。

今回の事業拡充では、担い手不足の対策として、各防犯支部及び防犯協議会から御意見をお聞きしながら検討を進めてまいりました。

具体的には、吹田防犯協議会へ車両を貸与し、防

犯協議会が未結成地域での活動支援を行っていただくことや、幅広い年齢層の方が運転する場合にも任意保険加入に対応できるよう対象経費の拡大等に取り組んでおり、担い手不足の解消に寄与し、活動が活性化されることにつながるものと考えております。以上でございます。

○野田泰弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 地域でのこの防犯活動以外の活動についても、恐らくほとんどの活動が本当にこの高齢化によって非常にこの活動する担い手がどこも大変な状況にあるので、どうかこの辺りは来年6年度から新たな取組になりますけども、しっかりとよく見ていただいて、本当にこの防犯力が低下しないように、向上するように取組を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

次に、防犯機能付電話機等の購入補助についてお伺いします。

本事業は、令和5年9月から実施しております。依然として特殊詐欺による被害が深刻化する中で、令和6年度においても引き続き実施し、防犯機能付電話機等の普及を図るとのことであります。特殊詐欺被害防止対策として犯行グループと接触させないために、ハード面においてしっかり対策し、未然に被害を防止する取組は、大変有効な対策であり、来年度も引き続き実施されることは評価に値します。

令和5年度は、先着1,000台とのことで進めてまいりましたが、1台でも多く設置されることが望まれます。現状の設置台数について、また今年度の取組についての評価をお聞かせください。

○野田泰弘議長 市民部長。

○高田徳也市民部長 防犯機能付電話機等購入補助事業の申請件数につきましては、本年2月26日現在におきまして、合計747件でございます。

今年度の取組の評価につきましては、市民の皆様から、防犯機能付電話機を購入し、アポ電などの電話がなくなった、補助金が出るのが分かり、防犯機能付電話機に買い替え、安心したなどの声を頂いております。

また、本市における特殊詐欺に関するアポ電の発

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

生件数が前年度と比較して、今年度は7月から徐々に減少しております。そうしたことから一定の効果があつたものと認識しております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 防犯機能付電話機等の購入から設置まで、警察と市の職員が一緒になって協力することにより、約150台の設置が推進されたとの報道があります。購入補助するからといっても、購入から設置までの協力がなければ、ここまでの設置台数にはならなかったと考えます。そういう意味では、来年度も引き続き予算が通り、購入補助を実施する場合には、引き続き購入から設置までの協力が必要ではないでしょうか。市長からも、改めて警察署長に引き続きの協力のお願いをしていただきたいと考えますが市長の御見解をお聞かせください。

また、昨年12月末で、吹田市特殊詐欺集中対策本部の設置期間が終了となりましたが、依然、本市の昨年の特殊詐欺被害件数は、速報値で130件、府内66署ある中で、2年連続ワーストであり、一昨年の被害件数115件を上回っています。まだまだあらゆる関係機関とのさらなる連携強化とともに、継続した対策を続けなければならないと考えます。

防犯機能付電話機等の購入補助も引き続き提案いただいておりますが、本市から特殊詐欺被害を出さない、撲滅させる、市長の決意と、これまで様々な実施をしてまいりました特殊詐欺対策についての評価も併せてお聞かせください。

○野田泰弘議長 市民部長。

○高田徳也市民部長 まず、市民部から御答弁申し上げます。

高齢者の方々に対する購入から設置までの丁寧なサポートにつきましては、吹田警察署の積極的な協力により実現しておりますが、いつ被害に遭うか分からない特殊詐欺の特性から、その速効性の高さを感じているところでございます。

引き続き、吹田警察署と連携を深めながら、本事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 昨年12月で吹田市特殊詐欺集中対策本部としての活動は終了いたしました。この間、吹田警察署や市内金融機関、コンビニエンスストア事業者など様々な機関とも密に連携し、現状認識の統一が図れたことで、充実した取組となり各種報道機関にも多く取り上げられ、広く市民への周知が図れたと考えております。

被害件数は、時々の要因により変動しますが、昨年12月の被害件数が一昨年と比較し、16件から7件に、今年1月においても、昨年と比較し14件から7件に、2か月連続で大幅に減少しており、これまでの取組による効果を感じ取れる状況でございます。

また、集中対策本部での取組の結果、金融機関対策としてのATMの年齢や出金、振込額の制限に係る対応について、継続的に取り組むべき課題と認識いたしましたので、さらなる対応の強化を期待し、市内金融機関でのおおの取組について情報共有を図るほか、先日には、大手金融機関のうち1行のATM対応の本部の方が直接吹田警察署を訪れ協議を行うなど、ともに取り組んできたからこそできた関係に基づいて、現在も積極的な動きが続いております。

また、現在、ATM対応に関し、本市と同様に被害が多い近隣市とも連携し、共同で国や関係機関に対して、要望していくことも検討しております。

一連の集中対策を経て、本市では、被害件数の低減も見られますが、このようなネットワークができている状況こそ、対策の成果と捉えることができると考えております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 ただいま担当から御答弁を申し上げます。

この前例のないチャレンジとして防犯機能付電話機の設置促進に吹田警察署とともに異例な取組を進めてまいりました。

このような取組まで吹田市では行っているという情報は、マスコミ報道等により間違いなく犯罪者に

届いております。吹田市では、特殊詐欺をどうやらやりにくい、このような雰囲気を醸成するというのを当初から目的にしておりました。

引き続き大阪府警及び吹田警察署のみならず、ATMを設置する金融機関、そしてそれを管理監督する金融庁とも連携協力し、この卑劣な犯罪を撲滅する、その強い思いを持って市民をお守りをしてまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 吹田警察署長は、特殊詐欺は、高齢者へのテロ行為であり、高齢者を寄ってたかってなぶり殺すとも言われました。そして、お金、子や孫の家族や親族、最後は本人の命まで奪っていくのが特殊詐欺であると、熱く訴えておられます。

特殊詐欺被害の件数は、単なる数字ではなく、それはまさにかけがえのない大切な命であると考えます。何より大切な命を守り抜く特殊詐欺被害対策を、これからも力強く推進していただきますよう要望します。先ほど市長の力強い決意も聞かせていただきました。どうか引き続き撲滅に向けての取組をよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○野田泰弘議長 4番 西岡議員。

(4番西岡議員登壇)

○4番 西岡友和議員 立憲民主党の西岡友和です。発言通告書に従いまして個人質問をさせていただきます。

まず初めに、吹田市職員の働き方改革につきまして、地方公務員安全衛生推進協会の調査結果によりますと、2022年度に精神疾患などで1か月以上休んだ自治体職員が10万人当たり換算で2,143人となり、1993年度の調査開始以来、過去最高の人数でありました。

また、その原因としましては、過剰な仕事の負担、カスタマーハラスメント、内部でのハラスメントなどが原因であり、最も多いのは20代から30代であるとのことでございます。

本市におきましても、働き方改革は喫緊の課題です。令和3年度11月議会で、会計別時間外勤務手当の推移につきまして、私のほうで質問をさせていただきました。2016年度、8億5,700万円から徐々に低減傾向にあり、2020年度では6億3,200万円とのことでしたが、その後、2021年度から直近までの推移につきましてお示しをください。

また、次年度の令和6年度の時間外勤務手当に充てられた当初予算額とその策定の根拠についてお答えをください。

春藤副市長から同じく令和3年度11月議会におきまして、長時間労働の是正については、副市長に就任して以来最も力を入れて取り組んでいる、自ら毎月時間外勤務の状況を把握し、必要に応じて各部から実情を聞いて対策や改善を指示するなど、時間外勤務の削減については、強い思いで対応している、また限られた職員体制でより業務効率を上げる、これを両立するためには、業務プロセスの改善に早急に取り組んでいかなければならない、そう考えている。ICTの活用、業務委託、組織の再編、適正な人事配置、特定の職員に負担が偏らない働き方を追求して、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組み、長時間労働の是正に積極的に取り組むとの御答弁をいただきました。

改めてとなりますが、次年度、令和6年度に向けた長時間労働の是正に向けて、またワークライフバランスの実現に向けてどのような計画をお考えでいらっしゃるか、春藤副市長に御答弁をお願いを申し上げます。

千葉県は、職員の多様で柔軟な働き方を推進するために、フレックスタイム制を導入する方針だそうです。4週間単位の総労働時間は維持したまま、公務に支障が出ない範囲で勤務時間を柔軟に割り振ることで週休3日も可能になるそうです。働きやすい環境を整備することで、離職防止や優秀な人材の確保が期待できます。

1日の勤務時間のうち10時から午後3時をコアタイムとして、就業時間を15分単位で調整することを検討しているそうです。私が以前勤めていた会社も全面点なフレックス制度を導入しており、育児や介

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

護、そしてワークライフバランスの充実が飛躍的に進んでおります。

ぜひ本市におきましても、フレックス制度の導入を検討してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

これはかなり大胆な提案であるとは思いますが、優秀な人材の確保、そして働き方改革と生産性の向上に向けて吹田市であればこそ、他市に先んじて採用することも可能ではないでしょうか。後藤市長にお考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、こども基本法と、山五・山三小学校の統合につきまして。

山田第五小学校と山田第三小学校の統合につきましては、11月議会でも様々な議論がなされてきました。子どもの権利条約の12条には、1条1項、自己の意見を形成する能力のある児童が、その児童に影響を及ぼす全ての事項について、意見を表明する権利を確保する。この場合、児童の意見はその児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

二つ、児童は特に自己に影響を及ぼす司法上及び行政上の手続において、国内法の手続、規則に合致する方法により聴取される権利を与えられます。また、こども基本法の基本理念においても、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する事項に関して、意見を表明する機会が確保される、このように規定されております。

私は、その児童の年齢及び発達の程度に応じて、としてその中で、子供の意見を聞くということについて、それぞれ幅広く解釈が可能であることが問題ではないかと考えております。

つまり、子どもの権利条約と、そしてこども基本法だけでは不十分であり、本市においてそれぞれの条約と法律に基づき、市民の皆様と共有ができる子どもの権利に関する条例の制定を検討すべきではないかと考えております。いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

統合に向けた取組は、山五、山三、各学校長が主体となって実施し、教育委員会においてその支援を行っているとのことでございます。前回の定例会に

おいて他の議員の方からの質疑に対する答弁においても、子供を学校規模適正化の議論に巻き込むべきではないが、それに伴う不安に対して寄り添うため、子供の意見はしっかりときく、このように答弁をなされております。

教育未来創生室からも、山五、山三、それぞれの学校において、保護者アンケートの実施、児童からの意見聴取、児童の精神的なケア、交流事業の企画など既に取り組んでいる、そのように伺っております。引き続き総合的な支援をお願いをしておきます。

一方、両小学校がこれら実施する統合に向けた取組、そして統合後の魅力向上に取り組むに当たっての予算が十分に確保されているのでしょうか。両小学校の全ての児童が、そして全ての保護者、また関係者全員が最終的には統合してよかったと笑顔で卒業ができるそのための予算を十分に確保してほしい、このように思っております。今後の予算確保の取組について御答弁をお願いいたします。

小・中学校のバリアフリー化について。

小・中学校は地域のコミュニティの拠点としての役割のみならず、災害時には市民の避難場所となります。いわゆるバリアフリー法の改正に伴い、特別特定建築物に公立小・中学校等が追加されるとともに、既設であっても数値目標を示し、バリアフリー化を積極的に進めることが求められています。

要配慮児童・生徒等が在籍する見込みのある場合は、その都度、エレベーター設置などにも対応していると伺っておりますが、突然のけがにより階段の昇降が困難になるケースも想定されます。

現在、吹田市では、小・中学校のバリアフリー化実施計画を策定中とのことですが、そのスケジュールを含め現状をお聞かせください。また、近隣市との比較についてもお示しをください。

4、デジタルガバメントへの取組について。

生成AIを含め、ICT技術の発展は目覚ましく、これらの技術を使いこなすことが庁内における業務効率の改善につながり、働き方改革や市民サービスの向上に対して最も重要かつ、効率的な取組であると認識しています。

先日、ICT技術を駆使して業務の効率化に取り

組んでいる先進事例として、横須賀市へ委員会視察に伺いました。主に生成AIの利用について説明を受け、あらゆる日常的な業務に生成AIを利用していることに驚きました。また、横須賀市では、デジタルガバメント推進室の室長を経営企画部の次長兼務として、全庁的なICT推進に取り組んでおられます。

一方、本市においても既に情報政策室にて、昨年10月に吹田市生成AIの利活用ガイドラインを策定の上、庁内におけるAIの運営についてルールを設け、利用促進に当たっていると伺いました。

情報政策室は、これら庁内の業務を分析し、デジタル化への取組を推進する重要な役割を担っています。また、2025年度中の移行が求められているガバメントクラウドへの対応に向けて業務システムを見直し、クラウドシステムに適合させるという業務も担っております。

そこで、本市における生成AIの活用について、またガバメントクラウド移行の進捗について伺いをいたします。

これは、私からの提案となりますけれども、情報政策室に特命担当を設け、大きな権限を移譲して、全庁組織に対してICTコンサルティングを推進し、業務の効率化を行うというのはいかがでしょうか。市長に御答弁をお願いいたします。

最後に、千里ニュータウンの諸課題につきまして。

本年、1月末日の午後、桃山台近隣センター前の市道にて、下校中の児童が自動車と接触するという事故が発生しました。幸いにも軽傷ではありましたが、桃山台地域では危険な箇所であるとのことから、常日頃から注意喚起を行っていた場所でありました。

地域の自治会からも、子供に向けた注意喚起のため、例えば、危険、止まれなどの文字をこの市道に書き込めないかと、または看板などの設置ができないかと市へとお願いをしているが、担当の方から予算の関係など、対応は来年度以降にはなりませんと、そういった回答があったとのことでした。

いつも市の担当からは、丁寧に対応してもらっているよと自治会の方からは伺っております。しかしながら、このくだんの箇所に限らず、地域住民の要

望につきまして第一対応となるような、例えば簡単なこのターポリンか何かの設置を行って、その本格的な市道のプリント、書くのはもちろん年度後になるというような、そういった対応ができれば、市民の皆様との関係も穏やかに進むのではないかと、このように思っています。このようなことが、対応ができなければ、職員の方も大変気の毒だなというふうに思います。

そこで、汎用性の高い簡単な看板や、安価な備品として一定のストックを確保して、とにかく市民の要望にはすぐに対応できるというような体制をとることが市民の皆様と、そして職員の方々との関係性の向上に非常に役立つのではないかと考えておりますが、御所見をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○野田泰弘議長 総務部長。

○小西義人総務部長 職員の働き方改革についての幾つかの御質問につきまして、御答弁申し上げます。

まず、会計年度任用職員を除く一般職職員の一般会計及び特別会計の時間外勤務手当の決算額でございますが、令和3年度（2021年度）は、6億6,600万円、4年度は、6億8,100万円でございます。5年度につきましては、6億5,700万円を見込んでおります。

なお、管理職を含む80時間以上の長時間勤務従事者数につきましては、1月末時点で比較をいたしますと、令和3年度は308人、令和5年度は116人と大幅に減少いたしております。

次に、今年度当初予算における時間外勤務手当につきましては、各所属における時間外勤務の執行状況を確認しながら、前年度の予算額を超えない範囲で計上しているものでございます。

次に、長時間労働の是正及びワーク・ライフ・バランスの実現につきまして、まず担当より御答弁申し上げます。

本市では、特定事業主行動計画を定め、全ての職員が、仕事と家庭を両立し、持てる力を十分発揮して、やりがいを持って働き続けることができる職場環境を目指しております。

具体的な取組内容につきましては、計画に掲げる

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

目標達成のために、特に重点的に取り組む項目とその行動内容を取りまとめたアクションプランといたしまして、ワークスタイル1.0を策定いたしており、次年度に向けては、その改訂版であるワークスタイル2.0を今年度中に策定し、長時間労働の是正及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を一層推進してまいります。

最後に、フレックスタイム制度につきまして、まず担当より御答弁申し上げます。

職員個人の個別事情により自由に始業時間、終業時間を決定することができるフレックスタイム制度につきましては、窓口部門等がある基礎自治体においては、職員体制の確保が困難であるなどの課題があり、導入は難しいものと考えております。

本市におきましては、昨年5月8日以降、時差勤務制度の時間帯区分を6パターンとし、職員の事情等でも利用できるよう、要件を緩和するとともに、本年1月からは1日の勤務時間がフルタイムの会計年度任用職員もその対象に加えたところでございます。

今後も職員の要望を踏まえつつ、他市の事例なども参考に、より利用しやすい制度となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 ここども基本法に関連する御質問につきまして、児童部より御答弁申し上げます。

こども基本法は、子どもの権利条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子供が自立した個人として等しく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子供施策に取り組むことができるよう、子供施策に関し、基本理念、基本事項等を国が定めたものであり、本市においても法の趣旨を前提とした施策の展開を図ることになるものです。

子供、若者の意見反映に当たっては、年齢や特性等を考慮し、環境、体制を整備するなど必要であることから、今後示される国のガイドラインを確認するなど、慎重に検討する必要があると考えており

ます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 続きまして、学校教育部より、まず山田第三小学校と山田第五小学校の統合につきまして、御答弁申し上げます。

現在、両小学校におきまして、円滑な統合に向けて児童会が中心となり、児童の声を反映しながら交流事業の企画を検討しているところでございます。

今後は、統合してよかったと子供たちに思ってもらえるような学校の魅力向上策や、環境の変化を不安に思う児童への取組を学校主体で推し進めるに当たり、教育委員会としましては、引き続き学校と密に連携しながら、来年度の当初予算に加え、9月定例会をめどとして必要な追加予算の確保に努めるなど、積極的にその取組を支援してまいりたいと考えております。

次に、小中学校のバリアフリー化について御答弁申し上げます。

北摂近隣市のバリアフリー化の状況でございますが、文部科学省が公表しております令和4年9月1日時点の実態調査によりますと、まず、バリアフリートイレの整備率に関しましては、校舎では本市、豊中市、茨木市、箕面市、摂津市が100%、池田市が92.9%、高槻市が98.3%となっており、体育館では、本市が94.4%、豊中市が44.8%、池田市が28.6%、高槻市が1.7%、茨木市が6.5%、箕面市が95.5%、摂津市が6.7%となっております。

次に、門から建物の前までにおける段差解消のためのスロープ等の整備率に関しましては、校舎では全ての市が100%となっており、体育館では本市が96.3%、豊中市が98.3%、池田市が92.9%、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市が100%となっております。

次に、昇降口、玄関等から教室等までにおける段差解消のためのスロープなどの整備率に関しましては、校舎では本市が68.5%、他6市が100%となっており、体育館では本市、豊中市、茨木市、箕面市、摂津市が100%、池田市が92.9%、高槻市が98.3%となっております。

最後に、エレベーターの整備率に関しましては、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

校舎では本市が24.1%、豊中市が86.2%、池田市が42.9%、高槻市が39%、茨木市が71.7%、箕面市が100%、摂津市が13.3%となっており、体育館では本市が79.6%、豊中市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市が100%、池田市が7.1%となっております。

当該調査においては、バリアフリートイレやエレベーターの設置数などから整備率を算出しており、整備率が高い項目もありますが、学校現場においては、案内表示がなく、バリアフリートイレやエレベーターの場所が分からないなど、調査結果には表れない課題もございます。

そのため、本市においては国から発出された学校施設のバリアフリー化に関する通知等も踏まえ、障がいの有無にかかわらず、誰もが支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、今後のバリアフリー化の方向性について、庁内で検討を行っております。

学校施設のバリアフリー化につきましては、課題整理や整備方針等、検討事項が多岐にわたり、具体的な計画策定のスケジュールについてはまだお示しできる段階ではございませんが、今後できるだけ早く策定ができるよう、関係部署と合意形成を図りながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 行政経営部から、まず、生成AIの活用につきまして御答弁申し上げます。

昨年10月に無償版の利用を開始しており、新年度は有料版を導入し、さらなる利活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

次にガバメントクラウド移行も含めたシステム標準化の対応といたしましては、一部業務につきまして、令和5年度（2023年度）から標準準拠システムの構築に着手をいたしております。ほかの業務につきましても、令和7年度（2025年度）末までの移行を目指し、取組を進めているところでございます。

最後に、全庁への働きかけに関しまして、まずは担当よりお答えします。

全庁的な業務効率化につきましては、情報政策室だけでなく企画財政室も含め、行政経営部によるリ

ダーシップの下で、効果的、効率的な行政運営に努めているところでございます。新年度には、情報政策室をデジタル政策室へ改称することとも併せまして、より一層のデジタル利活用を図ってまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 千里ニュータウンの道路安全対策に関する御質問につきまして、土木部より御答弁申し上げます。

御質問いただきました御要望につきましては、地域の方と現地立ち会いをさせていただき、児童と車両の接触事故があったことや、その主たる原因が横断歩道への児童の飛び出しであったこととお伺いしました。当該道路は近隣センター側から横断歩道へ急に飛び出してくる児童を視認しにくいことから、既に地域や市による多くの啓発標示や、警察による横断歩道標識の設置などがされております。

昨年7月にも地域の方からの要望を受け、走行車両に対する対策として、スピード抑制の注意喚起標示、速度規制標示、横断歩道標識の視認を妨げる樹木の剪定を行ったところでございます。

また、御指摘の汎用性の高い簡単な看板としては、ビニール製の電柱巻き付け型の物を常時ストックしており、すぐにできる対策として活用をしております。

今回の事故後の対応につきましては、児童側に横断歩道に飛び出さないよう注意喚起する必要があることを地域の方と共有いたしました。緊急的に対応する注意喚起を設置できる適切な電柱がなかったこと、地面に直接路面標示を行うほうがより効果的なことから、横断歩道に至る前の歩道部分に、とびだしきけんの路面標示を行うこととしたものです。

路面標示を実施するに当たっては一定の予算が必要であり、様々な御要望お応えする交通安全対策について、本年度の予算執行状況を地域の方にも御理解いただく中で、やむを得ず令和6年度早々の対応とさせていただいたものでありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、地域の方とも情報共有しながら必要に

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

応じて、迅速かつ効率的、効果的な交通安全対策に努めてまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 職員の働き方改革に関してでございますが、長時間労働の是正及び適切なワーク・ライフ・バランスの実現につきましては、全ての職員が働き続けたいと思える職場づくりを進めるためにも、強い思いを持って取り組む必要があると考えており、これまでも機会を捉え対策を改善を指示してきたところでございます。

ここ数年、新型コロナ対策に注力しなければならぬなど、働き方改革を進めることが難しい状況もございましたが、次年度につきましては、先ほど担当から答弁させていただきました、新しいアクションプラン等に基づき、より実効性のある取組を推進することで、さらなる長時間労働の是正を図りながらワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 ただいま、職員の働き方改革につきまして基本的な考え方を述べさせていただきました。そして、フレックスタイム制度導入の御提案をいただいたところです。

市役所は必要に応じて常時機能を発揮をしなければなりません。一方でそこで働く職員にも生活があります。そのギャップを埋めることができるのが、DXによるリモートワークでもあり、今後職場へ出勤して働くという勤務形態は、間違いなく合理的に変化をするでしょう。

多様な働き方の一つとして、現在実施している時差勤務制度を市民サービスレベルを明確に低下をさせない範囲でさらにフレキシブルにすることも視野に入れたと思っております。

次に、デジタルガバメントへの取組につきまして、日進月歩の業務デジタル化の流れにおいて、正直、10年後の市役所業務の姿を明確にイメージすることは、私にはできません。ICT分野に一定の専門性

を有する職員を育成することは、特に中核市として必要ですが、併せて外部専門家による継続的なコンサルティングにつきましても、引き続き活用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 4番 西岡議員。

(4番西岡議員登壇)

○4番 西岡友和議員 議長のお許しをいただきましたので、これは質問に代えまして意見と要望というふうにさせていただきたいと思っております。

大変、御丁寧な御答弁いただきましてありがとうございました。また、副市長、市長におかれましては非常に力強い、そして頼もしい御答弁いただきましてありがとうございます。しっかりお願いしたいというふうに思います。

職員の働き方改革につきまして、会計年度任用職員の方にも適用するというようなことであるとか、ワークスタイル2.0を今年度中に作成して、また長時間労働の是正、働き方改革に努めていくというふうにおっしゃっていただいたということにつきましては、非常に心強く思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

といいますのも、私が思うのは、私も30年ほど前にサラリーマン始めまして長らく勤め人をやってきましたけれども、労働生産性を上げていくということがやっぱりすごく大事なのかなというふうに思っております。

特にこの長時間労働といいますのは、ワーク・ライフ・バランス、これから子育てですとか、両親の介護というようなことにも直面していく、そういった年代の方が増えていくと思っておりますので、ぜひ本市吹田市であるからこそ、先進的な取組という部分について引き続きよろしくお願いしたいと思います。

また、バリアフリーの件、データ挙げていただきましたけれども、やっぱりエレベーターの整備率のかなと、低いのは。というふうに思います。明らかかなのかなというふうに思っております。これにつきましては、具体的な計画策定のスケジュールはまだ示すことができないというふうに御答弁いただきましたが、令和6年度、来年度中には何とかスケジ



【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ルールをつけていただいて、令和7年度、8年度というところでの実施という方向でぜひ進めていただきますようお願いしたいと思います。

その際には、物価高騰による民間企業の参入意識の低下というような御答弁がなきようによろしくお願いしたいというふうに思います。

中学校給食の件につきましては、次回の議会で質問させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○野田泰弘議長 28番 有澤議員。

(28番有澤議員登壇)

○28番 有澤由真議員 自民党吹田無所属の会の有澤由真です。個人質問をさせていただきます。

初めに、院内学級について。

院内学級とは、一時的に地元の学校から転校し、病院内にある学級に在籍し教育を受けることを指します。課題としましては、社会の理解不足、復学後の子供のサポートなどが挙げられますが、一番の課題としましては、法律上の制約により元いた学校と院内学級の両方の学級に二重在籍ができないことなのではないかと思えます。市民の方から私のほうに切実な相談がございまして、今回、院内学級について取り上げさせていただきます。

院内学級に在籍、利用する子供の数は少ないかもしれませんが、治療しながらも勉強を続け、早期の退院を目指し元いた学校に戻るという強い気持ちを持って日々を過ごしている子供がいます。

本市の院内学級においては、市立吹田市民病院に院内学級がございまして、吹田市立岸部第一小学校及び吹田市立第二中学校に在籍することで院内学級を活用することができます。ただ、院内学級の先生にヒアリングをしたところ、学校の在籍を変えなくてもサービスという形で院内学級が利用できることでした。

一方で大阪大学付属病院、国立循環器病センター等の病院では、重い病気の子供たちが入院しており、府の管轄である刀根山支援学校に転校し在籍しないと教育を受けられないとのことでした。このルールに関しましては、他市自治体でも似た状況だと仄聞

しております。

現在、市立吹田市民病院の院内学級の利用数はゼロとのことですが、これは短期間の入院であるからということもありますが、大きな理由としては、元いた学校から在籍を変えたくないからだと仄聞しております。

院内学級に在籍を変えず、入院する前にいた学校に在籍したままの子供たちに対して、各学校においてどのような対応を行っているのでしょうか。各校長判断だと思えますが、例えばオンラインをつないで授業をしているのかなど、事例をお聞かせください。

院内学級について、ほかの中核市と本市を比較するために、豊中市、高槻市、東大阪市、枚方市の4市を調査いたしました。

例えば、タブレット端末について、吹田市内の学校から他市の院内学級に在籍を移した場合、吹田市内で学ぶ児童生徒ではなくなるため、タブレットを回収するそうです。また、ポケットWi-Fi貸与については、貧困世帯と生活保護受給世帯限定でしか貸出しを行っていません。病院内のWi-Fi環境は脆弱であり、例えば病室でネットをつなぐ場合、電波が安定しないので個々のWi-Fiが必要です。

一方、豊中市では、他自治体の院内学級に転校した場合、転校しても学校長の判断でタブレット端末を持っていくことが可能であり、Wi-Fiについてはタブレット端末にLTE内蔵ということで、そもそもWi-Fiが要らないそうです。

他市では、復学を見込んでタブレット端末を貸与したまま、またWi-Fiの貸出しを可能な自治体や、市外の学校へ移った場合、タブレット端末の貸与はしないようにするが学びを止めるような状況になる場合は、貸与され臨機応変に対応する自治体など、どの市も子供たちの学びの機会を担保するため、臨機応変に対応していました。

なぜ他市でできることが、本市ではできないのでしょうか。そして、なぜ臨機応変な対応ができないのでしょうか。教育委員会の見解をお聞かせください。

在籍数がゼロで院内学級が切り上げる自治体が増

えている中、本市は存続していること、サービスという形で院内学級が利用できることなど、吹田市の院内学級の先生は、教育委員会の方針について非常にありがたいとおっしゃっておられました。

しかし一方で、市民の方からお聞きした吹田市教育委員会の対応についての意見や認識についてはあまり好意的なものでありませんでした。これは非常に残念なことでありまして、この件に限らずよく耳にするのですけれども、日頃から教育委員会の皆様は吹田市の子供たちの教育のために心を込めて考えて下さっているのにもかかわらず、非常に残念だと思いました。

他市事例を鑑みても、もう少し融通が利くように、そしてもう少し市民に開かれた情報提供や市民に対して寄り添いが必要ではないかと感じましたが、いかがでしょうか。なぜこれほどにも市民の皆さんに教育委員会の思いが届いていないのでしょうか。また、今後どういった工夫などが必要なのか見解をお聞かせください。

どんな状況の子供であっても平等に教育が受けられるように、そして学びに支障が出ないようにしてほしいと思います。

今回、院内学級について調べさせていただく中でいろいろな方たちと意見交換させていただき、私自身多くの学びや気づきを与えていただきました。本市で学ぶ全ての子供たちへの教育機会の提供や、今後吹田市教育委員会が取り組むべきことについての教育長のお考えをお聞かせください。

次の質問です。議案第29号にて所有者のいない猫避妊・去勢手術等補助金の創設について上程されております。かねてより寄付型で資金を募り、動物愛護基金なるものを創設し財源の確保をしてはと提案し続けていた私にとって、今回の提案は非常にうれしく、当局の皆様は深く感謝いたします。

クラウドファンディングという手法は、同じ思いを持つ人々、つまり今回であれば、猫好きが猫の命を守りつなぐために参加するものなので、寄附した側も寄附された側も、皆さんの思いが実現する仕組みであるため非常に有効な取組であると思います。

なぜ今回、設定の目標金額が100万円なのか積算

根拠についてお聞かせください。

100万円ほどの程度の支援ができるのでしょうか。

60日間の期間を設けていますが、例えば数日で目標金額に達成した場合、どのように展開していく予定なのでしょうか。

今回、吹田市外の動物病院で避妊・去勢手術を行う場合も、補助金が充当できるようになりましたが対象が拡充した理由についてもお聞かせください。

所有者のいない猫対策事業、吹田市地域猫支援事業の実績についてもお聞かせください。

本市においてクラウドファンディング型の寄附による財源確保の手法は、今回初めて用いられることだと思うので、今後クラウドファンディングの活用を考えている他部局に先駆ける形となります。成功に向けてどのような工夫を考えているのか、また意気込みについてお聞かせください。

次に、要望になりますが、他自治体でも成功例がありまして、第一弾、第二弾とシリーズ化していることから、こうした自治体を実施するガバメントクラウドファンディングの意味合いは大きいと思います。まだ事業の実施が始まっていない中で、要望することは時期尚早かもしれませんが、今後も同事業を行う場合、例えば吹田市内で活動する作家さんの猫に関する作品を返礼品と設け、ぜひ皆さんの活動の場を広げていただくような取組も検討いただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、動物愛護の観点からのペット同行避難について。

ペット同行避難につきましては、令和3年度に質問させていただきまして、危機管理室の御尽力のおかげで本市の取組は進んでいると感じます。昨年12月に千里丘にありますスーパービバホームにてペット同行避難訓練やペットの災害対策の啓発等について危機管理室と保健所が共同で実施されており、実際に愛犬を連れて訓練に参加されている方たちも多々おられ、ペット同行避難に対する市民の関心とニーズを感じました。

発生から2か月が経過した能登半島地震において、ペット同行避難について様々な課題があったそうです。環境省が、一次避難所約100か所でペットとの

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

同行避難について調査したところ、約5割がペット同行で受け入れた、約4割は、ペット同行者は来なかった、約1割は、受け入れを断ったと回答したそうです。

避難所で受け入れを断られるほかにも、飼い主が避難所に連れていくことをためらい、倒壊などの危険があって自宅にとどまってしまうことや、災害関連死につながる可能性がある車中泊を続けてしまうなどの課題があるそうです。

本市における各自治会や避難所とのペット同行避難についての取決めや進捗状況についてお聞かせください。

市内において、千里丘にあるスーパービバホームさんがペット同行避難所として受け入れが可能ということですが、場所が千里丘なので、例えば、JR以南や江坂等の吹田市の南に位置する地域に住む方たちがペットと避難することになると、かなりの距離があります。その地域における同行避難場所について検討はされているのでしょうか。またふさわしい場所はあるのでしょうか。

次の質問です。毎年8月、大阪、千葉で開かれる国内最大級の音楽フェスティバル、サマーソニックの大阪公演の会場が吹田市の万博記念公園に決定したと、昨年12月に公式ホームページで発表されました。

皆様も御承知のとおり通称サマソニは、東京と大阪で同時開催される日本屈指の大型音楽フェスティバルであり、日本のみならず世界中から有名なアーティストが集まり、先日も出演アーティスト第1弾が発表されるなど話題になっております。企画、制作を手がける企業によりますと、1970年万博の会場として公共交通機関が整備され、過去に音楽イベントの開催実績もあるため、万博記念公園を代替地に選び、両日で約10万人の来場を見込んでいるそうです。大阪の歴史を象徴する公園で開催できることに對し、期待値は高いとのことで、開催地である吹田市としても来場者の思い出に残るような対応が必要ではないかと思ひます。

万博記念公園の管轄は大阪府ではありますが、今回のフェスに関して、開催地吹田市として何か情報

は下りてきているのでしょうか。また何か関与できるのでしょうか。

経済効果の見込みについて。

交通対策、公共交通機関や万博記念公園周辺の各関係部局との連携について、また事前に吹田市として準備しないといけないことなどは何があるのでしょうか。

この機会におきまして、本市ができるシティプロモーションは何でしょうか。例えば、吹田のシンボルの一つであり1970年万博のレガシーでもあります太陽の塔を使用したプロモーションなど市長のお考えをお聞かせください。

次に大学連携について。

吹田市は全国でも有数の大学のあるまちであり、それは本市ならではの特徴、強みであると思ひます。

多岐にわたる分野の連携をしておりますが、各大学、吹田市双方にとってどのような効果をもたらしているのでしょうか。

現在も継続して取り組んでいる内容や、大学の研究室と共同で行っている取組など、また2022年に東京大学大学院教育学研究科が本市と教育・研究交流連携事業に関する協定を締結したと思ひますが、進捗状況についてもお聞かせください。

そして、今後社会モデルの考え方を踏まえた教育プログラムやカリキュラムなどを本市と共同で開発する予定とのことですが、現在どの程度進んでいるのでしょうか。今後も引き続き大学と連携する中で、本市が考える実現可能な取組について、大学との間で今後の展開についてなど検討中の内容等あればお聞かせください。

次に、要望にはなりますが、大学との連携についても様々な側面がございます。その中で学生との連携について要望がございます。

先日、大阪学院大学の葛西ゼミがJR吹田駅近くのカフェで、学生が考案したスパイス大学という調味料とソースを活用したメニューで1日カフェを運営していました。ほかには、大和大学の麺の下の力持ちも市内等で活動していますし、そうした大学生たちに市役所食堂がリニューアルするまでの期間、ランチ企画をお願いするなど、大学生の活動の場を

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

広げるためにも行政が場の提供をしてあげるなど工夫した取組について考えていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○野田泰弘議長 教育監。

○植田 聡教育監 初めに、学校教育部より御答弁申し上げます。

まず、院内学級に在籍しない子供たちへの対応ですが、本市におきましては、本人や保護者の希望を受け、T e a m s を活用したオンライン授業配信や双方向通信による児童・生徒と学級や教員とのコミュニケーションを継続して行っています。

続きまして、端末やモバイルルータの貸与に関する臨機応変な対応についての見解でございますが、本市におきまして、G I G A スクール構想における学習用端末やモバイルルーターの貸与は、原則として市立小・中学校に在籍している児童・生徒を対象に行っていますが、児童・生徒の学びを止めないための対策を講じる必要性は認識しており、他市の状況も把握しながら課題を整理し、現在検討を進めているところです。

次に、子供たちへの教育機会の提供や、今後教育委員会が取り組むべきことについて、教育長へのお尋ねでございますが、まずは担当より御答弁申し上げます。

本市には、院内学級利用の児童・生徒をはじめ、様々な理由により学ぶ機会が確保できていない児童・生徒が在籍しております。その児童・生徒一人一人の状況やニーズを把握し、教育の機会の保障を適切に行うことが教育委員会及び各学校の責務であると認識しております。

今後も引き続き、人的支援やI C T の効果的な利活用をはじめとした学習環境の整備に努めてまいります。

次に、東京大学大学院教育学研究科との連携につきましては、令和4年度にインクルーシブ教育研究会を立ち上げ、東京大学大学院教育学研究科の指導、助言を受けながら、社会モデルに基づいた教育実践について研究を進めるとともに、研究推進校では授業実践を重ねてまいりました。

各年度の研究成果につきましては、全教職員を対

象とした研究報告会で発表し、周知を図っております。さらに、令和6年4月開室の新しい教育支援教室をインクルーシブ最先端の場にするため、御助言も頂いております。

加えて、各小・中学校における教育実践の参考となるインクルーシブな学校づくりハンドブックを作成し、児童・生徒が社会モデルについて考える実践等の紹介に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 健康医療部長。

○梅森徳晃健康医療部長 動物愛護に関する数点の御質問に健康医療部からお答えいたします。

まず、目標金額100万円の根拠につきましては、年間手術費用と捕獲運搬費用の合計で約260万円が必要と見込まれ、昨年度予算と比較して約100万円が不足するため、その差額分をクラウドファンディングの目標金額として設定いたしました。

次に、100万円のできる支援につきましては、手術は約100匹、捕獲、運搬は約40匹分を想定しております。

次に、クラウドファンディングにつきましては、目標金額の達成にかかわらず募集期間内に集まった寄附金を受け取る方式を考えております。このため、数日内で目標金額に達成した場合でも、引き続き期間満了まで寄附金を募集する予定でございます。

次に、市外の動物病院を補助対象とした理由につきましては、市内で所有者のいない猫の手術を主に担っていた動物病院のうち1病院が閉院したこと、またボランティアの方は近隣市の専門動物病院を利用する機会が多いことから、市外の動物病院も利用できるようにしたものでございます。

次に、地域猫活動支援事業の実績につきましては、令和4年（2022年）7月に事業を開始してから現在までに13団体の登録がございました。登録時における対象猫は100匹、新たに避妊、去勢手術を行った猫は43匹となっております。

最後に、クラウドファンディングを成功させる工夫につきましては、プロジェクトを明確にし、広報を丁寧に行うことが重要であると考えており、手法やS N S への掲載、デジタルサイネージの活用や動

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

物病院、ホームセンター等へのポスターの掲示などを行う予定でございます。

これまで、地域の環境美化や、地域の繁殖抑制、地域猫活動の普及に努めてまいりましたが、本市で初めて実施するクラウドファンディングを通して、より広い方々に関心を持っていただけるものと考えております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 次に、危機管理担当よりペット同行避難に関する取決め及び本市南部地域におけるペット同行避難場所につきまして御答弁申し上げます。

まず、本市におけるペット同行避難に関する取決めについてでございますが、吹田市避難所運営マニュアル作成指針において、自宅で飼育できる場合を除き、被災者がペット同伴で避難所に避難することを認めるとともに、各指定避難所におけるペット専用スペース確保の必要性についてお示ししております。

また、各地域や自主防災組織、避難所となる各施設の管理者に対しましては、防災講座や研修などの機会を捉えて、発災後の円滑な避難所運営のため、ペット対応を含めた各種取決めを、避難所運営マニュアルに整理していただくよう周知しているところでございます。

次に、本市南部地域におけるペット同行避難場所についてでございますが、現在、指定避難所におけるペット専用スペースの確保状況は、昨年8月時点で指定避難所125施設中61施設となっており、市内全域でペット専用スペースを含むペット同行避難を受け入れることのできる施設を確保できていると考えております。

しかしながら、これらの指定避難所だけでは十分にペット同行避難の受入れができなくなる可能性があることから、一定期間市民とペットが共同で避難生活を送ることが可能な駐車場などの広い空間を有する民間施設の協力を得ることが、なお必要と考えております。

現在、本市南部地域でのそのような条件を満たす

場所の確保について具体的な進展はございませんが、引き続き積極的にペット同行避難場所の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 都市魅力部長。

○井田一雄都市魅力部長 次に、都市魅力部から御答弁申し上げます。

初めに、サマーソニック2024の開催に当たりましては、昨年の12月に主催者より概要説明などの情報提供を受けております。サマーソニックの企画、運営につきましては、全て主催者側にて行われるものでございますので、現時点で本市といたしまして関与できることはございませんが、必要となる支援につきましては行ってまいります。

次に、サマーソニックの経済効果につきましては、昨年開催のサマーソニック2023の大阪会場におきましては、二日間で約9万人が参加したとの報道記事もございますので、本年の開催におきましても多くの方々を御参加されるものと考えております。

これまで、サマーソニックの経済効果につきましては、主催者等からの発表はございませんが、多くの方々を本市にお越しになれる機会でございますので、会場となる万博記念公園以外にも市内の様々な場所で本市の持つ魅力に触れていただけることを大いに期待しております。

次に、交通問題など関係機関との連携につきましては、多数の来場者による混雑が想定される万博記念公園周辺や公共交通機関に係る調整等は主催者にて対応されるものではございますが、本市といたしましても関係機関と情報共有を行うなど必要に応じた支援を行ってまいります。

次に、この機会に本市ができるシティプロモーションにつきましては、サマーソニックの開催は市内外を問わず多くの皆様に本市を知っていただく絶好の機会であると考えております。そのため、イベント会場となる万博記念公園以外の場所を訪れていただけるような情報発信等につきまして関係機関と協議してまいります。

続きまして、大学連携につきまして御答弁申し上げます。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

本市は、全国でも有数の大学のあるまちであり、各大学などと連携を図ることで、おのおのが有する豊富な知的財産、人材、情報、施設などをまちづくりの様々な場面で生かし、双方の発展に寄与する取組を進めております。大学、都市、双方の連携によるメリットにつきましては、大学側には本市の持つ豊富な基礎データを基にした調査、研究や、学生が商店街などと連携したクラブ、サークル活動の展開ができる点などがございます。

また、市側には、市の施策の課題解決に大学などが有する専門性を活用できる点や、市内大学に通う学生が地域と多様に関わることで市の魅力発信の担い手になっていただける点、まさに活気やにぎわいをもたらされる点などがございます。

次に、大学と本市との継続性のある取組といたしましては、市と各大学などが共同で省エネルギー、CO2の削減を推進するため、情報交換や、先進取組事例の視察を行う省エネルギーワーキンググループの設置や、本市職員が学生等を対象に本市の施策について講義を行う連携授業、就業体験プログラム、学生ボランティア募集に関する情報提供などを行っております。

最後に、今後の大学連携の方針につきましては、本市が抱える行政課題や、大学のニーズを把握しながら、庁内の各部署と大学とのマッチングを行い、大学の知見を生かした本市との共同研究や、学生が行政課題の解決策を提案する課題解決型授業などの取組に一層注力してまいりたいと考えております。

今後も、大学が有する専門性や、学生の柔軟な思考や感性を生かした市の施策の推進、改善を行ってまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 教育長。

○西川俊孝教育長 教育委員会にいただきました御質問に対する考え方については、先ほど担当からの答弁のとおりでございます。

特別支援教育へのニーズに伴う学びの場の保障や、外国籍の児童生徒、不登校児童生徒の増加など、子供たちを取り巻く多様化した諸課題に対応することは急務であると認識しております。

引き続き、本市の小・中学校に在籍する全ての子供たちに教育の機会が柔軟に提供できるよう、個々のニーズに応じた質的、物的支援に努めてまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 サマーソニックが吹田の万博公園で開催するといううれしい企画を内々にお聞きをいたしましたその時点で、非常に驚くとともに大いにわくわくいたしました。

これまで、このエリアでは、ガンバ大阪の試合、藤井風さんやヤッサ！などのライブ、ニフレルやらぽーとほかでのイベント、そして自然文化園では定期的に桜まつり、ローズフェスタ、またロハスフェスタ、そして二度目となりました昨年の末にありました花火の大規模なプロジェクト、そして不定期ではありますが、先般の全国規模のビッグプロジェクトであるポケモンGOのイベント、何万人も集まるイベントが行われ、強力な本市の魅力発信スポットとなっております。

しかし、その裏では主催者との非常に多くの調整業務や、実施上のアドバイスなど、本市シティプロモーション推進室の職員が、まさにシティプロモーションの推進の働きをしているという側面もお気づきをいただければ幸いです。

これからもこの地を訪れた方々が、吹田市の魅力を一層感じていただけるよう民間事業者と連携し、アイデアを創出をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

(午後0時2分 休憩)



(午後1時 再開)

○白石 透副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けます。34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 大阪維新の会、井口直美です。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

個人質問いたします。

吹田市二十歳を祝う式典についてを質問いたします。

令和6年1月8日に吹田市二十歳を祝う式典が行われました。今年は保護者席も用意され子供の成長を一緒にお祝いのできたい式典だったと感じました。

しかし、公費の使い方や内容について、市長の私物化になっていると感じました。質問に入ります。

公費使用の内容を教えてください。昨年と比較して、本年増加した経費があればなぜ増えたのかも理由も教えてください。

○白石 透副議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 今年度の二十歳を祝う式典に係る経費の内訳としましては、会場使用料に約474万円、ゲスト出演者に対する謝礼110万円、国歌斉唱者への謝礼2万円、手話通訳者への謝礼1万6,000円、送迎用バス借上げなどに約39万円、実行委員会への委託料が約94万円、プログラム等の印刷代が約4万円、総額で約725万円でございます。

今年度増額した経費につきましては、親族席を設けるなど使用するエリアを広げたため、会場使用料が70万円増額、ゲスト出演の謝礼金が昨年度1回限りの地元貢献事業の金額ということで、90万円増額しております。

以上でございます。

○白石 透副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 答弁では、市長の御子息が所属する芸人コンビの謝礼金が昨年から20分で110万に上がっています。昨年より金額が増えたにもかかわらず、今年も同じゲストをどのような基準で選んだのか明確にお答えください。

また、ゲストの式典の内容も二十歳を祝う式典に沿った内容には程遠く、ただただ市長ファミリーショーのようになっていました。今年のゲスト選定は、実行委員会ではなく、市長の御子息が所属する芸人コンビを呼ぶという既定路線で動いたとしか見えませんが、市は何をもってプロセスの公正性、透明性が保たれているのか具体的にお答えください。

また来年もお同じゲストにお願いするつもりですか、お答えください。

○白石 透副議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 ゲストの選定につきましては、当事者である吹田市二十歳を祝う式典実行委員会の意見や思いを尊重し、決定しているものでございます。

また、選定基準といたしましては、本市にゆかりのある方で、毎年度その分野で活躍されている方の中から選定し、出演交渉をしているものでございます。

次年度以降のゲストにつきましても、当年度の実行委員からの意見や思いを踏まえて判断してまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 先ほどゲスト選定は当事者の思いを尊重し、本市にゆかりのある人を決定しているから問題ないと答弁されましたが、本当にそうでしょうか。市長の身内に対して税金を使う場合は、疑念が持たれないよう細心の注意が必要だったと思います。本市にゆかりのある方は、スポーツ選手、芸能人、経営者など様々な分野の人がいます。ほかの人をゲストに選定して、その分野からのお祝いの言葉をもらうこともできたはずですが。

ゲストの選定の疑念については、実行委員会のせいにして、ゲストの選定基準は透明性に欠けているにもかかわらず本市にゆかりのある方を毎年度選定しているなどの答弁は無責任としか思えません。

再度伺いますが、ゲスト選定は実行委員会の意見だけでなく市の行事という趣旨を鑑み、疑念が持たれないような選定基準とプロセスの確保、演目等を確認できる仕組みが必要と考えます。今後どうしていくのかもお答えください。

○白石 透副議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 式典につきましては、市と教育委員会の主催する事業であり、予算的な判断やゲスト出演の依頼、出演者のスケジュールなど調整が必要なことも多くありますことから、実行委員会

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

の思いを真摯に受け止めつつ、主催者事務局として、実行委員会としっかり協議しながら進める必要がございます。

その上で、当事者の若者の感性を取り入れることは非常に大切なこととして、実行委員会の意見や思いを尊重し、プログラム内容等を決定していくプロセスに参画していただける現在の方式は、今後も継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○白石 透副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 昨年は、選挙直前で市長の御子息が出演できなかったもので、市長自らトークされていました。今年は、コンビとして出演されていたにもかかわらず途中から市長が参加されました。トークでは息子さんの父親が市長であること強調して発言されています。このような内容は、市長個人的な利益につながっていると感じます。まさに公費を使つての公的行事の私物化といっても過言ではありません。公費を使つて御子息の芸人コンビをゲストに呼んだなら、トーク内容にも細心の注意を払うべきです。このような行動は、公費の使い方として適正ではなかったと思います。

市長に伺います。成人式で市長の息子さんと親子だと強調しながらのトークセッションは、市長の個人的な利益につながっている、また公費の使い方として適正ではなかったと考えますがその2点について、市長の見解をお聞かせください。

○白石 透副議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 まずは担当から答弁申し上げます。

特別ゲストの選定につきましては、市長個人が判断しているものではなく、当事者である実行委員会の意向を踏まえ、市として選定しているものでございます。

また、式典での演出につきましては、式典の主旨、概要をお伝えした上で、演目やいわゆるネタなどについて、ゲストのほうで判断されたものでございます。

なお、市長は公務として出席しているので、公費

負担は適正に行われているものと考えております。

以上でございます。

○白石 透副議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 御指摘の件が、私自身のいかなる利益につながるのか私には理解できません。そして、公費の使い方の適正性につきましては、担当からの御答弁のとおりです。

○白石 透副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 市長に質問は、市長の公人としての倫理観を質問したのですが、先ほどの答弁は本当に残念です。価値観が違いました。私は公費を使つての式典のトーク場面で息子さんの父親が市長だと知っている人、手を挙げてと聞いた場面から、市長への利益誘導に移ったと感じました。これは、市長の倫理が問われる問題です。市長が出しゃばつて私物化していると思われるような行動、振る舞いは慎んでいただきたかったです。

また、このような振る舞いを許してしまった背景は、担当部長、市長の両腕の副市長が適切に助言等をしなかったことにも責任があると思っています。

来年は市長におかれましては、ゲストではなくホストに徹していただき、税金の使い方に疑念が残らないような二十歳を祝う式典にしていただきますよう強く要望して、次の質問に参ります。

吹田市総合防災センターの役割について伺います。

本年3月にオープン予定の吹田市総合防災センターは、大規模災害時には、市の災害対策本部の代替機能を有し、災害時には北部の災害活動拠点となるなど、消防署と行政の土木部が同じ施設に入る他市では例の見ない複合施設です。この変わった複合施設のメリットを最大に生かす取組が求められることから数点質問をいたします。

消防署と土木部門の間で、現在どのような情報共有や連携が行われていますか。現在行われている内容を具体的にお答えください。

○白石 透副議長 消防長。

○笹野光則消防長 初めに消防本部から御答弁申し上げます。



【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

土木部との連携につきましては、通行止めなどの情報を共有し、緊急出動の支障にならないように連携を図るとともに、風水害時には通行の支障となる倒木の除去や道路冠水の排水作業などの応急処置等を支援しております。

以上でございます。

○白石 透副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 次に土木部から御答弁申し上げます。

警報等が発令された場合などでは、消防においてその機動力を生かして現場での応急対応を行っているケースが多く見られ、土木部に現場情報を提供し、土木部職員が現地を含め事後対応を行うといった連携を行っております。

以上でございます。

○白石 透副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 現在消防署と土木部は先ほどの答弁のような連携を行っているようですが、消防署と土木部がさらなる連携を行うことにより、災害発生時の効率的な情報共有、避難路の確保、土木部が保有する資材の活用などが挙げられると思いますが、今後のさらなる連携のメリットと今後の取組について具体的な計画はありますか、お答えください。

○白石 透副議長 消防長。

○笹野光則消防長 消防本部から御答弁申し上げます。

災害発生時には、早期に情報を共有し災害規模や緊急性に応じ、それぞれが効果的な災害対応が可能となるよう引き続き連携してまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 次に、土木部から御答弁申し上げます。

例えば、災害発生時、複合施設化によってこれまでよりも迅速で密な連携を取ることが可能となり、情報共有しやすいといったメリットが考えられます。併せて実際の活動状況や日頃の備え、所有設備などを直接お互いが見て確認できることから、双方の役割分担や災害時に何をするのが有効であるかなどが

一層見えてくると考えております。

今後の取組につきましては、現時点で具体的なものは考えられておりませんが、業務を遂行していく中で一層連携強化できるものを見出していきたいと存じます。

以上でございます。

○白石 透副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 この防災総合防災センターは、教育センターも入っていることもあり、教育活動のハブとなります。吹田市北部の地域特性を踏まえた防災教育や訓練プログラムの展開について、現在計画されている内容と目標があれば教えてください。また、総合防災センターを教育のハブとして活用する上での工夫や、地域住民への啓発活動についてもお答えください。

○白石 透副議長 教育監。

○植田 聡教育監 本市小・中学校における防災教育は、これまでも各校の地域の特性を踏まえた上で関係部署と連携し、社会見学や出前授業等を行いながら、児童・生徒の発達段階に応じて推進してまいりましたが、今後は、総合防災センター、通称DRCの活用について関係部局とも連携を図りながら、引き続き防災教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 小・中学校の防災教育の充実につながるよう、総合防災センターが身近な施設として感じてもらえるような取組をお願いします。

吹田市総合防災センターという箱物はできましたが、ソフト面では、先ほどから質問をしているとおり消防と土木部の連携、教育センターにも危機管理にも連携してこそ大規模災害時にも機能する施設になります。総合防災センターの全体のマネジメント戦略と、大規模災害発生時における機能性を確保するため危機管理の関わりについて具体的な方針を教えてください。

また、吹田市全体の防災計画における吹田市総合防災センターの役割とその将来像についてどのよう

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

に位置づけているのかを副市長と危機管理の答弁をお願いいたします。

○白石 透副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 まずは、危機管理担当より御答弁申し上げます。

本市総合防災センター、通称DRCの運用方針につきましては、有事において本市危機管理センター、通称EMCでのオペレーションが不可能となった場合の代替施設として使用することや、EMCでのオペレーションが可能な場合におきましても、大規模で継続的な受援体制を確保するための施設として運用することとしております。

次に、本市地域防災計画上の位置づけにつきましては、ただいま申し上げた運用方針を基に災害対策機能のバックアップ機能を有する施設として位置づけるとともに、大規模災害時においても災害対策機能を継続し、円滑かつ迅速に各種対応を講じることができるようEMCと連動した本市北部の災害対応拠点として運用することを想定しております。

以上でございます。

○白石 透副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 本市総合防災センターDRCの役割等に関しましては、ただいま担当から御答弁させていただきますとおりでございます。

当該センターの完成により、危機管理センターEMCとの連動含め、本市の災害対応のさらなる円滑化と迅速化が実現するものと考えております。平素から両施設での訓練を通じて、災害対策機能の実効性を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○白石 透副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 ありがとうございます。次の質問に移ります。

多様な高齢者の集いの場の取組について伺います。

高齢者と一くりに言っても、とても元気な方、そうでない方と様々です。しかし高齢者にとって、共有できる居場所の存在は社会的孤独を防ぎ、精神的な健康を維持する上で非常に重要です。

先日、高齢クラブの廃止を相談されました。地元

では、連合自治会に属する単一自治会内の高齢クラブのうち、約半分が既に解散をしていることが分かりました。高齢クラブが解散しているところでは、家から出るきっかけがなくなり寂しくなったという声も伺います。任意団体による高齢クラブは、その柔軟性と地域密着型の活動により、多様な高齢者のニーズに応えることができます。それを活用しない手はないと思います。質問に入ります。

高齢者の数は増えているのに、自治会内の高齢クラブが解散をしている状況を把握されていますか、この状況をどのように捉えていますか、お答えください。

○白石 透副議長 福祉部長。

○大山達也福祉部長 高齢クラブが年々解散し、会員数が減少している状況は把握しており、解散に至る主な原因としましては、趣味や生きがいの多様化のほか、会長等役員のなり手不足によるものとお聞きしております。

以上でございます。

○白石 透副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 市は、任意団体による高齢クラブを高齢者の居場所づくりの一環として、どのように位置づけていますか、お答えください。

○白石 透副議長 福祉部長。

○大山達也福祉部長 高齢クラブの活動につきましては、吹田健やか年輪プランにおいて、集いの場として位置づけており、地域における高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進するに当たり重要な団体の一つであると考えております。

以上でございます。

○白石 透副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 市の重点取組2023の中で、多様な主体による高齢者の集いの場とありますが、高齢者の集いの場をあらゆる方法で広げるためにも、高齢クラブのネットワークを積極的に活用してはいかがでしょうか。そのために、解散させないための支援、情報交換会の開催や共同プログラムの企画など、取組を広げていただきたいと考えますが、市の

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

見解をお聞かせください。

○白石 透副議長 福祉部長。

○大山達也福祉部長 高齢クラブでは、会員の教養の向上や健康の増進を図るため、いきいき百歳体操をはじめ、各地域の実情に応じた様々な取組を実施されております。

高齢クラブの集まりである吹田市高齢クラブ連合会とは、随時、情報交換を行っていることから、引き続き、同連合会等と連携して活動への支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 高齢化対策は待ったなしです。団塊の世代が後期高齢者に入りこれから10年後にはさらなる医療費の増加、社会保障問題、世代間格差などの深刻さが増します。任意団体であろうと、活動を支援している、支援して活用する、高齢化対策につなげる、そんな取組を要望して次の質問に参ります。

吹田市マンション管理適正化推進計画について伺います。

2021年の改正マンション管理適正化法の施行以来、吹田市はマンションの適正な管理と維持に向けた取組を強化しています。住民の安全と生活の質の向上を目指し、老朽化対策や災害時の危機管理体制の強化は喫緊の課題です。質問に入ります。

マンション管理計画認定制度の具体的な目標と推進策について伺います。

京都市では、良好な管理状況が中古マンション市場で正当に評価されるようマンション管理計画認定制度を有効に使っています。

吹田市においても、この制度を利用した具体的な目標設定と、大規模修繕を含む管理計画の推進策に取り組むべきと考えます。市の考えと方向性についてお答えください。

○白石 透副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本市においては、改正マンション管理適正化法の施行に合わせて、令和4年(2022年)4月に吹田市マンション管理適正化推進

計画を策定し、適正化に向けた施策の一つとしてマンション管理計画認定制度の運用を開始しました。

本計画では、管理組合による自律的で適切な管理の促進を目指して、30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定しているマンション管理組合の割合を、令和12年度までに75%以上とすることを目標としております。

マンション管理計画認定制度について、認定件数等の目標値は設定しておりませんが、管理計画の認定を受けたマンションは、高い管理水準が維持されることで、居住者だけでなく、周辺の住環境の維持、向上にも寄与するほか、居住者にとっては市場で高く評価されるなどのメリットが期待されることから、本制度の普及、促進を図るため、認定申請に係る手数料を一定期間無料としています。

以上でございます。

○白石 透副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 高経年マンションへの対策と実態調査の計画について伺います。

京都市は、高経年マンション実態調査を行いその結果に基づき分類を行い、要支援、要支援予備マンション数を決め支援を行っていますが、本市でも高経年マンションの実態調査と分類、必要な支援策の具体化が求められます。マンションの調査時期の検討と、高経年マンションへの対策計画の実施について具体的な考えをお聞かせください。

○白石 透副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本市におけるマンションの実態調査としましては、吹田市マンション管理適正化推進計画の策定に際して、令和3年(2021年)に分譲マンションに関するアンケート調査を実施したほか、吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例の施行により、令和5年7月に分譲マンションを対象とした管理状況届出制度を開始しております。

マンション管理の適正化に向けては、まず管理状況の実態把握が重要であり、この届出制度により、問題を抱えながら顕在化していないマンションや管理水準の低いマンションを掘り起こすことが可能と

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

なります。

特に高経年マンションでは、建物や設備の老朽化により修繕費が膨らむとともに、旧耐震基準のマンションでは耐震化等の費用も必要となることから、資金計画が難しく、管理不全に陥ることも懸念されます。

まずはマンションの管理実態の把握に努め、その後、個々の管理実態に合わせて戸別訪問等によるアウトリーチ型の支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 ぜひ、マンションの実態把握に努め、高経年マンションの対策を行っていただきますようお願いをいたします。

吹田市マンション管理の適正化の推進に係る条例に防災、減災対策を加える必要があるのではないかという観点から質問をいたします。

東京都の多くの区の条例には、自然災害や災害、漏水の事故や犯罪などの緊急時に迅速な対応を行うための名簿、要援護者を含んでいます。その作成や災害対策が明記されていますが、本市の条例にもまたマンション管理適正化推進計画にも明記されていません。現在の条例やマンション管理適正化推進計画に防災・減災対策を入れていない理由と、入れることで得られるメリットをお答えください。

○野田泰弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 マンションに限らず、巨大地震への対策や豪雨・洪水対策、土砂災害対策等も含めた防災・減災対策は、我が国において非常に重要な課題です。

一方、マンションは、一つの建物を複数人が区分所有する特性上、その管理を行う上では、意識、価値観、経済力の異なる区分所有者間での合意形成・意思決定の困難さ、利用形態の混在による権利・利用関係の複雑さ、建物の構造上の技術的判断の難しさなどがあり、特に合意形成や資金の面が大きな障壁となる建て替えは全てのマンションで容易に行えることではないため、長寿命化に向け、管理の適正化を推進することが必要不可欠となります。

条例や計画に防災・減災対策を記すことで住民の防災に対する啓発や緊急時の対応の円滑化が図られる効果は得られますが、本市の条例や計画はマンション管理の適正化に主眼を置いているため、防災・減災対策について付記することは現在のところ考えておりません。

また、緊急時に必要となる名簿には個人情報が含まれるため、その作成の義務化には管理規約の改正が必要となる場合があり、住民の同意を得ることが難しいものと認識しております。

防災・減災対策の啓発につきましては、今後とも関係部局と連携してまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 次に、危機管理担当からも御答弁申し上げます。

本市は、人口過密、流動型、また人口増加傾向の都市であり、今後も当面は人口増加と集合住宅居住者増加が想定されます。そのことに伴い、発災後は数万人規模の帰宅困難者が発生することや、避難生活での健康悪化や関連死への対応などが課題であり、集合住宅居住者や独居高齢者の居住環境改善に着目した本市に特化した都市型の防災まちづくりとして危機管理、防災施策を推進させる必要があると考えております。

これらの背景や課題の下、危機管理室では、環境影響評価及び事後調査が科学的かつ適正に実施されるよう環境影響評価技術指針の見直しを行い、防災・安全の項目を新たに設けるとともに、評価の項目や調査内容、予測や評価の方法、標準的な取組事項などの必要な事項を定めております。

また、さらなる都市型の防災まちづくりを推進させるため、吹田市開発事業の手續等に関する条例に基づく、吹田市環境まちづくりガイドラインによる開発指導について、危機管理室を協議先として定め、安心、安全のまちづくりの項目における防災、防犯関連の取組について、開発事業者へ直接意見するなどして取組を促しております。

以上でございます。

○白石 透副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 本市は、府内でもいち早く条例制定を行ったことは評価します。また、マンション管理の推進は必要ですが、同時に人を守ることも重要なことです。防災対策はマンション管理適正化指針にも記載されていませんが、条例も計画も改定できますので、今後検討を要望します。

また、今後のマンション管理適正化計画に、計画団体から危機管理等情報共有が必要かと思っておりますので、検討をお願いいたします。

改正マンション管理適正化法により管理組合に対して指導及び勧告が行えるようになりましたが、勧告に従わない場合の対応をお聞かせください。

東京都板橋区、墨田区のほか多くの区では、必要と認めるときは、マンションの名や所在地を公表できる条例となっています。厳しくしてでも安心、安全な住環境づくりと良質な住まいを促進していくという覚悟かと受け止めています。本市も勧告に従わない場合に公表すべきと考えますがいかがですか。市の見解をお聞かせください。

○白石 透副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 改正マンション管理適正化法では、管理組合の運営がマンション管理適正化指針に照らして著しく不適切であることを把握したときは、当該管理組合の管理者等に対して勧告することができるかとされています。

また、本市条例においても、助言及び指導に従わず、マンションの管理の適正化が図られていないと認めるときは、法と同様に勧告することができるかと規定しています。

吹田市マンション管理適正化推進計画においては、基本的な考え方として、自律的で適切な管理の促進を図ることを目的としており、必要に応じて改善に向けた合意形成が図られるよう支援することが重要であることから、条例ではマンション名や所在地の公表といった罰則は規定しておりません。

現在はその支援に向け、届出制度による実態把握に努めているところです。

以上でございます。

○白石 透副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 分かりました。自律的な適切な管理促進を図る支援を期待します。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○白石 透副議長 22番 柿原議員。

(22番柿原議員登壇)

○22番 柿原真生議員 日本共産党の柿原真生でございます。個人質問させていただきます。

千里ニュータウンの諸問題について。

北千里公民館の企画及び運営の全てを指定管理者の業務とする条例改正について。

まちなかりビング北千里が開館したのは、2022年11月。図書館、児童センターと北千里地区公民館の企画運営以外の業務を指定管理者が担うことになりました。開館から1年もたたないうちに、企画運営委員が一人を除いて辞任してしまい、メインイベントの一つである文化祭の開催も危ぶまれる事態となりました。

今回、企画運営の全てを指定管理者の業務とし、現在の事業者には担わせるという提案が行われています。公民館とは、そもそもどういう存在なのか、憲法第26条では、子供だけでなく、大人も教育を受ける権利をうたっています。また、教育基本法第12条では、個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体において奨励されなければならない。

2、国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館、その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供、その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならないと社会教育の振興を公的責務としています。

社会教育法では、全ての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならないと環境醸成義務を国と自治体の責務として位置づけています。

社会教育施設に対する吹田市の責務とはどのようなものか、法に照らし、現在の市の事務事業の内容をお答えください。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

第2期教育振興基本計画では、公民館に関し、施設の老朽化対応、安全に使えるようにするといったハード面しか言及されておらず、ここに公民館に対する市の姿勢が端的に表われています。公的責務を果たすため、北千里公民館でこの1年間どのようにしてきたのかお答えください。

とりわけ、社会教育主事が1名配置されていますが、学びの支援化の中で、どのような対応をされてきたのかお答えください。

今回の条例改正の理由として、パブリックコメントの骨子案では、主催講座や研修会等の企画及び運営業務については、今後はこれまで以上に複合施設の利点を最大限に生かし、民間のノウハウを活用した講座や事業等を実施し、利用者にとってよりよい施設とするためとしています。

さもこれまで、何の問題もなかったかのようにパブリックコメントを実施されているとはどういうことなのでしょう。なぜ直営での運営が継続できなかったのか、市民にきちんと説明する気はないのでしょうか、お答えください。

昨年文化祭の来場者は何人だったのでしょうか。また、コロナ禍以前はどうだったのかお答えください。

本来、企画運営とグループへの支援が一体的に行われないと文科省がいう集う、学ぶ、結ぶは行えません。そのことを無視して企画運営とグループ対応を切り離して指定管理を行ったことが発端であるという認識はあるのでしょうか。今後、企画運営を任せようとしている現在の指定管理者が、グループ対応でも事務的、画一的な対応を行っており、民間に任せてサービスが向上したという声は残念ながら聞こえてきませんが、実際はどうなのでしょう、お答えください。

追加で、現在の事業者に担わせるとのことですが、当該事業者が既に行っている多世代交流事業とはどのようなものだったのでしょうか、その詳細な内容と市の評価についてお答えください。

今回の指定管理導入に関し、最も関係のある利用者、グループへの丁寧な説明を行ったのでしょうか。また、利用者グループからの御意見は把握されてい

るのでしょうか、お答えください。

パブリックコメントに寄せられた意見に、市は正面から答えず、はぐらかしているのではと思われる回答が散見されます。

例えば、公民館が使いにくくなった等、管理業務での利用者からの苦情もクリアされていないという意見に対し、市は、利用者アンケートでは、施設を継続的に使いたいとの意見を多数頂いていると回答しています。それが何なのでしょう。活動場所をほかへ移さないことと、使いにくさが改善されたことはイコールではありません。この回答の意味は何なのでしょう。

新しい公共施設の在り方を考えているのであれば、地域住民に分かりやすく説明が必要であるという意見に対して、指定管理者制度の導入の際には説明を行ったという市の回答が記載されていますが、これは、今回のことではなく、施設ができて最初に指定管理者制度を導入したときのことではないのでしょうか。

多世代交流が生まれているか疑問という意見に対し、市は、コミュニティ醸成機能を持つ施設と位置づけていると自らの考えを記載し、多世代交流の成果を聞かれているにもかかわらずスルー。昨年12月末時点で40万人が利用していると聞かれてもいない人数を答えています。40万人が利用したから、多世代交流が生まれたのか、生まれていないのか、どうなったのでしょうか。あまりに不誠実。とりあえず何でも書いておけばよいというものではありません。

以上の点についてお答えください。

竹見台多目的施設についてお伺いいたします。

旧南竹見台小学校が廃校になり、その校舎を使って2007年から竹見台多目的施設として整備され、学びの森や子育て広場、高齢者のふれあいサロンなどの事業が行われてきました。

先日、当該施設での子育て広場は、2024年度末をもって終了予定と運営団体に説明されたようです。この施設は暫定施設のため、耐震診断も行われておらず、地元で運営されている方も恒久的に使うものではないと理解はしておられます。ただ、退去によ

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

って事業廃止に直結しないよう慎重に進める必要があります。ニュータウンは計画的につくられたまちであり、代替地を探そうにも民間の賃貸物件は地区センターや近隣センターにはほぼ限られます。商業地のため家賃も高いことを念頭に対応すべきです。

今年度、子育て広場は再募集するとのことですが、吹田市内どこでもいいのなら別ですが、地域ごとに募集、設置されることが前提です。先ほど述べた地域特性に配慮が必要と考えますがいかがでしょうか。

また、移転に伴う改修必要が現在50万円が上限ですが、一定の蓄えがないとこれでは足りません。敷金なども自己資金で何とかしないとイケません。非営利の活動している団体が何十万、何百万も用意できるとは到底思えません。金額はこれで妥当と言えるのか、実体に合わせる必要があるのではないのでしょうか、お答えください。

当該施設は、次に使う目的や予定もありません。直ちに取り壊さなければならないというものでもありません。つまり、当面はこのまま使い続けることも可能な状況です。個別施設計画では、2021年から2025年に他施設への機能移転や機能の廃止について検討となっています。関係所管がばらばらに対応するのではなく、連携して進めるべきと考えますが、今後の対応についてお示しください。

次に、佐井寺西土地区画整理事業についてお伺いします。

現地に幾つか計画地図が掲示をされていますが、分かりにくいとの声が寄せられています。せめて目印になる建物くらいは図示し、分かりやすく改善するよう求めます。

また、事業計画地に隣接している住民からは、どんな大きな建物が建つのかという不安の声が寄せられています。近隣住民に対し、景観が大きく変わることはないようどのように配慮されるのかお答えください。

次に、市民の市政参画についてお伺いいたします。

地方自治は1947年に現行憲法において初めて制度化されました。それまでは、主権は国民ではなく天皇にあり、住民自治もなければ団体自治もなく、専ら政府の下部組織となっていました。また、地方自

治法では選挙による間接民主主義では住民の意思が十分市政に反映されていない場合には、それを補う直接請求権、条例の制定や改廃、議員や首長のリコールなども規定されており、国政よりも住民の自治の手法が広く認められているのが特徴です。

また、そのほかにも計画策定や条例の制定、改廃、まちづくりなどに関し、市民が市政に参画する方法はたくさんあります。審議会や住民監査請求、情報公開制度、市の行う説明会、意見交換会、ワークショップ、市長のタウンミーティング、市民の声、パブリックコメント、市民アンケート調査、また各種イベントでのボランティア参加や自治会活動を通じてなどです。幾つかお伺いいたします。

重要政策決定に当たっての市民参画の一つとして、パブリックコメントがあります。実施に当たり、もっと市民に分かりやすくすべきであります。この制度の目的は、市民の市政の参画の機会を保障するとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民自治の確立に資することとなっています。ところが、北千里公民館のパブリックコメントでは、なぜ指定管理者へ移行することになったかの経過が書かれていません。民間のノウハウを活用した講座とはどういうものか具体的な説明もありません。利用者にとってよりよい施設にするとは、指定管理による企画運営に移行することとどんな関係があるのか、いずれも詳細な説明はなく、市の意図するところが不明です。全国どこでも通用するような紋切り型のメリットしか書かれておらず、これでは意見の書きようがないのではないのでしょうか。初めて知る、読む市民に対して不親切です。議案参考資料のような視覚的にも捉えられる資料等を公表するなど、説明責任をしっかりと果たすために改善すべきではないのでしょうか。

自分の考えをまとめ文章に書くということは、簡単なことではありません。自由記述のみという方法のパブリックコメントは、敷居が高く諦めてしまう人もいるのではないのでしょうか。簡素化できないのか検討を求めます。

パブリックコメントの実施時期について、もっと早く行うことを求めます。結果、公表についてもそ

の内容が議会で議案として提案される日に合わせて行われていますが、提出された意見を真剣に受け止めたのか疑いたくなることがあります。どんな意見が出ようが、単なる手続として通過するだけになっていないでしょうか。パブリックコメントには、運用上の苦情の申立てを行う制度もあります。申出があれば調査、審議し、応答が不十分な場合は是正の措置、応答のやり直しが勧告されることも想定しています。議案が提案されてからでは間に合いません。改善すべきではないでしょうか。

障がい者福祉年金、難病者給付金の廃止の際、パブリックコメントを実施されていません。取らなくてもよいというルールがあるからです。パブリックコメントを実施すれば、事前に市民や当事者に知らせることになり、市政参画の前提である知る権利の保障になります。給付を廃止する案件はパブコメをやっても反対が多いのは目に見えてるから無駄だというのは見直すべきではないでしょうか。また、反対する意見の中にも、今後市が事業を行う上で参考にする内容も含まれるとは考えないのでしょうか、お答えください。

その他として幾つか伺います。

まず、施政方針について。

市長は当事者の視点に立った子供政策が進みつつあることを感じますと述べられました。しかし、2か月前の議会では、山五小学校が山三小学校に統合されることが決まりました。その際、山五小学校の児童・生徒、保護者、地域の方々から議会へと多くの声が届けられました。とりわけ子供たちから市長に手紙をしたため、私たちの声を聞いてから決めてほしいとのお願いがありました。しかし、質疑の中で市長が子供たちの手紙を読みもしないことが明らかになり、その中で統合が決定されました。

我が会派は、このような市長のやり方に、子どもの権利条約の基本原則である子供の意見の尊重に照らせば、子供を主権者として捉えておらず、当事者であり主権者である子供たちを置き去りにする本市教育行政の姿勢は重大な問題であると指摘したところでした。

なので、今回施政方針で市長が当事者の視点に立

った子供政策が進みつつあると述べておられたことに大変驚きました。どういうおつもりなのでしょう。

2点目、施政方針にある市民の福祉を担い、また健康をお守りすることは、自治体として果たすべき基本的な責任ですとあります。地方自治体の非常に大切な役割であるというふうに思っています。

しかし、さきの議会では吹田市独自で長年続けてきた障がい者福祉年金を今年の9月支給をもって廃止することが決まりました。当事者の方々が生活実態を知ってほしいと要望を届けましたが、現金給付は終了し、現物給付の福祉策を充実させるといって廃止しました。このことを受け議員団には、福祉年金が廃止されると聞いたが困る、ぎりぎり頑張ってきたけれど、もう生活保護の申請をしたいと相談が来ました。今まで本当にぎりぎりだったけれども自立して生活したいと何とか頑張ってきたその気概をも奪ってしまうやり方、当事者の方々の声を聞き、寄り添う姿勢が感じられません。当初予算では充実させると言っていた福祉施策とは一体どういったものなのか担当部からお答えください。

また、市長のおっしゃる福祉とは何なのでしょう。市長は言っていることとやっていることに矛盾をお感じにならないのでしょうか。なぜ障がい者施策では、新たな現物給付を行うためには現金給付をやめなければならないのでしょうか、市長の御答弁を求めます。

次に、中学校給食について伺います。

全員喫食のよりよい中学校給食の実現は、非常に多くの方々が待ち望み、市長の重点取組にも挙げられております。2026年度中に給食提供を開始するという目標で議論が重ねられてきました。会派としては一貫して条件のあるところは、自校、親子調理方式で、条件のないところは給食センターなど、リスク分散のためにも給食調理施設は複数箇所を整備すること、物価高騰など不安定な情勢の下でも安定的に実施できるよう公設でと求めてきました。

現在、市が進めてきた健都イノベーションパークでの民設民営による施設整備は手詰まりとなっており、一刻も早く次の方策を具体化していくことが求



【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

められています。現状と検討内容はどうなっているのでしょうか。

先日本会議では、令和6年度（2024年度）の早い時期に整備方針をお示ししたい。サウンディング調査をする、令和8年度（2026年度）の実施は難しいと同僚議員への答弁がありました。そうなった場合、給食提供時期は最も早くていつ頃と想定しているのか。

また、サウンディング調査の結果によりイノベーションパークでの実施が難しくなった場合は断念する判断につながると理解していいのでしょうか。

学校体育館のエアコン設置や、現在のデリバリー給食のように、3年間で全ての学校で開始できる計画を明らかにした上で進めれば、学校により給食提供開始時期がそろっていなくても一定の理解は得られるのではないのでしょうか。条件を切り開く姿勢が必要です。複数箇所に分散し、設置していくことについて真剣に検討すべきではないのでしょうか、お答えください。

次に、小・中学校の給食無償化について。

新年度予算では、小学校の給食費無償化は半年間のみ、中学校はこれまで同様1年間半額補助と提案されました。先行きの見えない物価高騰の中で、市民の皆さんの暮らしの厳しさが増えています。小学校は半年のみの無償化とのことですが、半年たてば物価が下がるわけでも賃金が上がるわけでもありません。1年を通して無償化を実施するよう求めますがいかがでしょうか。

今、全国各地で小・中学校の給食費の無償化が進んでいます。新年度、青森県では小・中学校一律無償化を実施、東京都でも新年度から公立小・中学校の給食費について、市区町村の支援額の半分を都が補助する方針で、都内で無償化がさらに広がりそうです。

市としても、大阪府に対し、市町村の給食費の無償化への支援を求めてください。そして、国、府、町でなく、恒久的に無償化を子育て支援と子供の福祉、教育は無償という様々な観点からぜひ実現していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○白石 透副議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 北千里地区公民館の指定管理に係る条例改正案につきまして、地域教育部から答弁申し上げます。

社会教育施設に対する本市の責務といたしましては、施設の設置、運営等を行い、市民の文化的教養を高める環境を醸成すること、また市は、学習の機会を提供し、生涯学習の振興を図ることで各施設において関係法令に基づき様々な事務事業を行っております。

北千里地区公民館でのこの1年間の活動につきましては、生涯学習プログラムの充実を図るため、各種講座の開催や多世代交流を目的とする事業等について必要な助言及び支援を行ってまいりました。

社会教育主事の担当課での役割につきましては、公民館での企画や市民大学での講座などに対して、助言等を行うものでございます。

北千里地区公民館に係る経過等につきましては、これまでも利用団体や地域に対して説明するとともに、御意見もお伺いしながら、パブリックコメントを実施したものでございます。

文化祭の来場者につきましては、コロナ禍前の直前に開催いたしました令和元年度（2019年度）は、3,137人、今年度は、705人でございます。なお、本年度につきましては、来場者の把握の方法が異なるため、文化祭の展示のみを御覧になられた方は含まれておりません。

指定管理者の業務の評価として、様々な御意見を頂いておりますが、協定書等に沿ったものであり、また、利用者のニーズに合わせて、適切に対応されているものと判断しております。

多世代交流事業としましては、公民館で実施している歌やダーツの講座、またファミリークリスマスコンサート等児童センターの子供たちが参加し交流する取組を行っております。このような一体的な運営について第三者モニタリングにおいて一定の評価をいただいております。市としては、指定管理者に期待した運営が行われているものと判断しております。

グループ活動については、既に指定管理者の業務範囲ではございますが、本年1月21日に全てのサー

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

クル等を対象として説明会を行いました。その中では、今回の条例改正に関する特段の御意見はございませんでした。

パブリックコメントに対する回答のうち、公民館利用の利便性に関するものにつきましては、実際の利用者の声から、利便性が向上していること、引き続き改善に努めていくことをお示したものでございます。

また、公共施設の在り方に関するものにつきましては、複合施設として指定管理者制度を導入する際に説明をしたこと、今回の提案に際しましても、地域や利用団体に対し説明を行っており、引き続き、御意見をお伺いしながら必要な改善を検討することをお示したものでございます。

次に多世代交流に関する御意見につきましては、まずは人が集まることから交流が始まること、その仕掛けとして、児童センターで公民館の着つけサークルによる浴衣の着つけ講座や、本の音読が難しい方でも安心してお話ができる、セラピー犬のおはなし会などを実施して、コミュニティの醸成に努めていることをお示したものでございます。

以上でございます。

○白石 透副議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 子育て広場の御質問に児童部より御答弁申し上げます。

今回の子育て広場の再構築に当たりましては、市独自の補助基準額から国の基準額へと移行してまいります。それに伴い、施設借上費につきましても補助基準額を設定していた枠組みから国の基準額の中での運営費等の運用になりますので、これまでよりも柔軟に補助金額を充てられるものと考えております。

移転費につきましては、一定の時期ごとに市内の状況を確認するなど、必要に応じて実態の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 次に竹見台多目的施設の今後の対応について、公共施設設備担当より御答弁申し上げます。

当該施設につきましては、暫定施設であるため、耐震性の確認が取れていないことや老朽化が進行していることから、令和7年度（2025年度）末には機能停止をする方向で考えています。

機能停止に向けた利用者への対応に関しましては、現在施設を管理している各所管において、情報共有を図りながら対応してまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 地域整備担当理事。

○梶崎浩明理事〔地域整備担当〕 続きまして、佐井寺西土地区画整理事業についていただきました御質問に地域整備担当から御答弁申し上げます。

まず、事業看板についてでございますが、市民の方々への周知を目的として事業の概要や事業完了後のイメージ図を示した看板を合計4か所に設置しております。そのうちイメージ図につきましては市民の方から、位置などが分かりにくいという御意見を頂き、令和5年（2023年）11月に現在地を明示したところでございますが、今後はさらに目標物を追記するなど、より分かりやすい表示について検討を行ってまいります。

次に、近隣住民への景観配慮についてですが、本事業は都市計画道路の整備に併せて周辺のまちづくりを一体的に行い、佐井寺西地区の良好な住環境の形成を目指し実施するものです。施行後の土地利用は地権者に委ねられておりますが、一定規模以上の建築行為等につきましては、吹田市開発事業の手続等に関する条例や吹田市景観まちづくり条例など各種関係法令等の手続の中で、地域との調和について適切に指導、誘導されるものと考えております。

以上でございます。

○白石 透副議長 市民部長。

○高田徳也市民部長 次に、市民部から御答弁申し上げます。

パブリックコメントにつきましては、市民に対する説明責任をしっかりと果たすために、より早い段階での市民意見募集の予告や政策等の分かりやすい資料作成に努めているところでございます。今後とも、市民がより内容を把握しやすい資料等を公表するよう各部局に周知してまいります。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

意見提出の簡素化につきましては、市民が多様な意見を表明しやすいように、自由記述としているものでございますが、意見提出用紙に記載例を設けるなど、市民が意見を提出しやすくなるような取組を行っております。

パブリックコメントの実施時期につきましては、吹田市民の意見の提出に関する条例に開始時期の定めはございませんが、条例第7条に市民意見の提出期間は原則30日以上と規定されております。その後、頂いた市民意見を十分に検討できるよう、結果の公表までに、通常は1か月から3か月の期間を設けているところでございます。

結果公表の時期につきましては、条例第10条において、当該政策等の公表と同時期と定められております。また、議会の議決を要する場合は、議案の提出と同時期と規定しております。

なお、苦情の申出につきましては、制度の運用上の不備を調査し、今後の改善につなげることを目的としたものであり、条例上、議案提出日以降の審査となります。

金銭給付に係る事案でパブリックコメントを実施しない理由につきましては、条例第4条7号に適用除外と定められているためでございます。

なお、市民の御意見につきましては、それぞれの部局において、パブリックコメントだけではなく、アンケート調査や説明会など、他の市民参画の手法によって得られた意見につきましても、全て貴重な意見と捉え、市政の参考とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○白石 透副議長 福祉部長。

○大山達也福祉部長 続きまして、障がい者福祉年金廃止後の福祉施策の充実化につきまして、福祉部より御答弁申し上げます。

福祉部が提案する主な予算といたしましては、重度障がい者（児）等の支援強化策として、タクシー料金助成の拡充、障がい者グループホーム補助の対象要件の緩和や及び重度障がい者受入補助の創設などがございます。また、障がい福祉サービス事業所における人材確保支援事業の実施、障がい者相談支

援センターにおける相談支援体制の強化など、支援の充実に必要な拡充予算も提案しております。

次に、本市の障がい者施策における現金給付の廃止について、まずは担当より御答弁申し上げます。

本市においては、障がい福祉サービスの利用者が増加する中、今後も障がい者（児）の社会参加や自立支援を安定的に行うことを重視し、これまでの現金給付に替えて現物給付の充実を図り、持続可能な障がい福祉サービスの提供体制の構築に取り組むものでございます。

以上でございます。

○白石 透副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 続きまして、学校教育部から御答弁申し上げます。

まず、中学校全員給食についてでございますが、1点目の、現在の検討状況としましては、これまで健都イノベーションパークでの民設民営の給食センターの設置を第一に検討を進めつつ、並行して他の場所や整備方法についても比較検討を行ってまいりました。現在は、これらについて、取りまとめを行っているところでございます。

具体的な検討内容としましては、整備手法として、民設民営の給食センターの整備、公設民営での整備、民間調理場活用方式、いわゆる自校・親子調理方式、また、整備場所としましては、健都イノベーションパークや市内の市有地、市内外での用地取得について、それぞれ業務の継続性、提供開始時期、衛生面や安全性、経済性、味などの観点から比較検討しております。

2点目の給食提供の開始時期につきましては、関係機関との協議等を行い、令和6年度の早い段階で整備方針及びスケジュールについてお示ししたいと考えております。

3点目の、サウンディング調査の結果による健都イノベーションパークでの実施断念の可能性についてでございますが、繰り返しとなりますが、健都イノベーションパークでの民設民営の給食センター整備を第一に、並行して他の場所や整備方法についても比較検討を行っておりますので、その中で最適な方法を選択したいと考えております。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

4点目の複数箇所を設置することについてでございますが、複数箇所に整備するメリットは認識しておりますが、それを早期に実現できる適切な建設用地をすぐに確保できる見込みがなく、複数箇所では全校実施のめどが立たないため、現在では1か所での給食センター整備を第一に検討しております。

次に、小・中学校の給食費無償化について、御答弁申し上げます。

保護者が給食費を負担する法上の原則を踏まえると、その無償化は特段の事情がある場合に、時限的に行う必要があるものと考えております。

令和6年度は、これまで実施されてきた国による物価高騰に対する経済施策に加えて、6月からは定額減税が開始されますので、これらの施策や物価上昇率の見込み等も踏まえた上で、限定的な対応として小学校給食費について半年間の無償化を実施するものでございます。

また、現在選択制を採用している中学校給食におきましては、子育て世帯への経済支援としての目的だけではなく、将来の全員給食実現を目指して、一人でも多くの中学生に学校給食を喫食してもらうきっかけとなり得るよう、給食費の半額補助を1年間通じて実施するものでございます。

次に、給食費の恒久的無償化につきましては、先ほど申し上げました学校給食法の趣旨を踏まえた上で、国等の動向や社会経済状況を勘案して検討してまいります。

また、国、府へは、これまでも無償化を要望しており、引き続き機会を捉えて要望したいと考えております。

以上でございます。

○白石 透副議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 初めに、こども基本法が施行されたことを受け、国政においても子供政策が進みつつあると感じる。当然本市においてもその視点を持って施策を進める必要があるとの趣旨を施政方針で述べたところでございます。

そして、子どもの権利条約の趣旨を捉えていないとの趣旨ですが、本市は教育に関するその第29条の

趣旨にも沿って、責任を果たしていることを御理解いただければ幸いです。

次に、福祉とはの質問ですが、人々の安定、充足した生活を公的にお支えをすることとお答えをさせていただきます。障がい福祉年金等の廃止に係る福祉施策の今日的な見直しにつきまして、矛盾を感じていないかとの御質問ですが、その時々々の社会情勢に合わせて福祉政策の持続性を担保するための見直しにつきまして、御理解をいただいた上で御議決をいただいたと考えております。

福祉施策の手法を見直した理由は、担当からの御説明のとおりでございます。

以上でございます。

○白石 透副議長 22番 柿原議員。

(22番柿原議員登壇)

○22番 柿原真生議員 2回目の質問をさせていただきます。

まず、パブリックコメントの運用について要望します。市民への説明責任を果たし、市民意見を考慮するために条例を改正し、実施から結果公表までのスケジュールを改善するよう求めます。また、条例上、適用除外に該当する案件であっても、市民部からは市民参画の重要な一つであることから、積極的に実施の検討をしていただきますようにと促す通知が出されています。

パブリックコメントに関する事務作業が大変であるということは理解をいたします。しかし、最終的には市民、関係者に知られるわけですから、きちんと納得をしてもらえよう、各所管の誠実な対応を求めます。

次に、市長の御答弁がありました。子供政策について。

こども基本法に基づいてその当事者の視点に立った政策は必要であるという考えを示したと言われておりますが、今、御答弁がありました。そのような趣旨ではなかったのではないかと思います。進みつつあると、まるで自分がそういうふうに行っているというふうな施政方針だったと思います。

2点目、福祉についての市長の見解です。

人々の安定、充足を公的に支えること、そのとお

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

りだと思えます。それは、憲法で示されています。公的な責任を果たすということ、これについても認識は一致しているというふうに感じています。

現金給付の意義については、現物給付で担えない、賄えない、そういった、その人らしく生きる、その個別的なニーズを満たすということ非常に意義があるというふうに思えます。

これらについて、その時々で考えるということ、またその継続性、事業の継続性、つまり財源のことをおっしゃってると思いますが、なぜ障がい者の分野だけその財源を何かを削って充実するという方策にしかたらないのか、この点非常に残念だというふうに思えます。

以上、申し上げて質問を終わります。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 市民と歩む議員の会、五十川有香でございます。質問を始めます。

吹田市の教育行政等について。

今、当初予算にて、千三小の教室不足対応に係る千里山西デイサービスセンター跡地の活用について提案されています。令和4年度の教育長のメッセージからは、千二・千三・豊一小学校区に関して、一旦スケジュールや、お示ししている変更案のたたき台を白紙に戻し、今後、皆様のお声を丁寧に聞きながら、学校規模適正化の方策の検討を進めさせていただくことといたしましたとされていて、学校規模適正化では一旦、白紙となっていたかと思いますが、千里山デイサービスセンター跡地活用が決定したのはいつでしょうか。地域等から様々なお声を伺う機会はいつ、どのように設けられていたのでしょうか、お答えください。

○白石 透副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 千里山西デイサービスセンター跡地の活用につきましては、千里第三小学校の学校規模適正化としての取組ではなく、喫緊の課題であった教室不足への対応として進めているものでございます。その決定につきましては、昨年6月開催の企画会議や12月開催の公共施設最適化推進委員会においてその方向性を既に確認しており、最終的

には来年度当初に、起案決裁の手続により意思決定する予定でございます。

学校規模適正化につきましては、スケジュール等の見直し以降、藤白台小学校や山田第五小学校における取組を進めてまいりました。今後は、各学校の状況によりその必要性を慎重に見極めた上で、1校1校丁寧に取組んでまいりたいと考えております。また、必要に応じて、各学校の状況や児童推計をPTA等に毎年御報告し、お声も伺いながら情報共有に努めているところでございます。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 学校規模適正化として、さきの議会で令和7年度から山五小及び山三小の統合が決まりました。しかしながら残念ですが、教育委員会や市民自治推進室の方から、正式に連合や子供たち、保護者等を対象にした報告や皆さんの声を丁寧に酌み取るような場はまだ設けられていません。それはなぜですか。

○白石 透副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 今回の統合の決定に係る正式な報告につきましては、本年1月、教育委員会から両校児童と同校区の未就学児の全保護者に文書にて通知をしております。

学校からは、学校だよりを通じて保護者にお伝えするとともに、児童に対しましては、3学期の始業式の日には学校長から全校集会においてお話をしております。

次に、保護者の声をお聞きする場としましては、学校長とPTAの連名で保護者向けのアンケートを実施したほか、学校主体で説明会を開催し、学校の考え方を御説明するとともに、取組を進めるための意見集約を行ったところでございます。これらの内容につきましては、学校から教育委員会に情報共有されております。

教育委員会として取り組むべき内容に関して、情報を提供し、保護者等の声をお聞きする場の設定につきましては、今後、学校や関係室課と連携の上調整をしております。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

以上でございます。

○白石 透副議長 市民部長。

○高田徳也市民部長 続きまして、市民部より御答弁申し上げます。

小学校区と地域は密接に関連していることから、統合に伴い、自治会等の地域の活動や行事に様々な影響があるものと想定しております。

例えば、自治会等からこれまで行ってきたスポーツ活動や地域行事の拠点となる小学校の運動場などを引き続き利用できるかどうかといった御心配の声をお聞きしておりますが、一方で、今後の方向性が定まっていない現時点においては、地域向け説明会などは不要であるともお聞きしているところでございます。

そうした中で、市といたしましては、各地域諸団体が自主的に取り組んでいる活動について、今後とも、丁寧に相談、サポートしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 先日、山五小と山三小の子供たちの様子などを伺いに行かせていただきました。山五小では、スタートアップ授業というもので、今の子供たちの気持ちを表すといったことをされてきました。改めて、拙速に決まったことによる子供たちへの影響は強いと感じました。

一方、山三小のほうは特に統合に対するマイナスイメージを持っている子供はいないと校長先生が言われていました。これまでの説明や山五小との認識のずれも感じました。視察には教育未来創生室の職員の方々も同行されてきました。子供たちの現状を教育委員会としてどのように捉えておられますか。

○白石 透副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 子供たちの現状につきましては、まず、山田第三小学校では、友達が増えることへの期待感を持つなど、統合をポジティブに捉えている児童が多いと認識しております。

山田第五小学校におきましては、児童が座標軸やレーダーチャートを用いて自分の気持ちと向き合い、

また友達の気持ちを知ることから始めるスタートアップ授業を実施したことで、最初は統合を不安に思っていた児童も、授業後は、統合を考える機会ができてよかった、もう1年で山三に行くのだから、気持ちを切り替えようと思ったとか、もっと頑張らないといけない。乗り越えるといった感想から、山三小に行くことが楽しみになった、友達が増えることはうれしい、統合が納得できたといった意見まで様々ではございますが、おおむね前向きな気持ちになってきているものと認識しております。

不安を感じている児童には、引き続き、学校において丁寧な見守りや精神的ケアを継続するとともに、教育委員会としましても、積極的に支援してまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 視察をして改めて感じましたことは、子供たちの声を聞く仕組み、ともに話し合う場合は必須だということです。子供たちが一緒に新しい学校をつくっていくという機運がないと、山五小の子たちが山三小に集団転校してくるといった事態になりかねません。

統合に向けては現場での声を拾い上げながら、学校や保護者同士、ともに児童に寄り添う対応が求められます。児童会の交流のように保護者や先生同士の話し合いの場をつくる予定はされていますか。

○白石 透副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 学校づくりや学校運営の権限は学校長にございますため、統合に向けた保護者や教職員同士の話し合いの場の設定につきましては、まずその責任において判断されるものと考えております。

教育委員会としましては、円滑な統合に向けた取組について、最終的には学校長の判断を尊重し、その内容を積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○3番 五十川有香議員 通学路について、今年度の当初予算にて計上されています。その検討経過は、山五の統合を地域に御説明する前に既に内部協議が終えられ、条例提案前に実施計画等が上げられました。今後、通学路等の整備については、子供や保護者の声はもう聞かれることはないということでしょうか。

○白石 透副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 統合後の通学路につきましては、昨年開催いたしました保護者説明会において、児童の安全確保を第一に考え、山田第五小学校の敷地内に通路を整備する案を説明し、保護者の方においてほかの案がある場合はいつでも御連絡をいただきたい旨を皆様にお伝えしたところでございます。

現時点で、幾つか御意見を頂いておりますが、今後、通学路の決定権限がある山田第三小学校の校長とも協議しながら判断してまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 続きは委員会ですしたいと思います。

中学校給食の全員喫食に向けて給食センターの設置に向けて検討がなされているところですが、整備に対する進捗と現状をお答えください。

○白石 透副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 中学校の全員給食の実施については、これまで健都イノベーションパークでの民設民営の給食センターの設置を第一に検討を進めつつ、並行して他の場所や整備方法についても比較検討を行ってまいりました。

現在は、これらについて取りまとめを行っておりますので、今後関係機関との協議等を実施し、令和6年度の早い段階で整備方針をお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 先日、文教市民常任委員会にて東京都立川市の学校給食センターに見学に、視

察に行きました。立川市は、隣同士で2か所のセンターを整備されておりました。手作りを重きに置かれていて、業務委託の運営ではありますが、もともと自校調理であった学校のことなどに最大限配慮した形の実現に向けて、市職員の方々が仕様書にその思いを入れ込んだという工夫をされているところが見受けられました。

吹田市においても、同様に、吹田市の給食のよさを中学校でも実現できるように、栄養管理士等の市職員の視点は非常に大切と感じますが、いかがでしょうか。いかがお考えですか。

また、センターが2か所あることによって、万が一、一つの施設の不良があっても対応できるということも言っておられました。

吹田市においても同様に、2か所以上の整備の必要性を感じますが、その点いかがお考えですか、お答えください。

○白石 透副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 中学校の全員給食の実施に当たっては、可能な限りこれまで吹田市で実施してきた学校給食の取組を継承していきたいと考えています。

このため、中学校の全員給食に向けた基本計画の策定に当たっては、保健給食室に所属する栄養士のみならず、小・中学校の栄養教諭をはじめとする教職員など、本市の学校給食に関わっている職員からも意見を聞きながら作業を進めているところです。

また、調理施設の複数整備につきましては、一つの施設において不具合や食中毒が発生した際の影響が軽減されるなどのメリットは認識しておりますが、給食センター建設の適地をすぐに確保できる見込みがなく、複数箇所では全校実施のめどが立たないため、全員給食の早期実現を目指す上では、1か所での整備を第一として検討しております。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 本市の外国人市民の数は、現在でも約6,000人を超え、市内地域の学校に通っている子供たちも同様に増えています。本市は、吹

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

田市在日外国人教育指針にのっとって教育が進められていると思いますが、これら教育指針に基づいて実際の学校現場ではどのような教育が行われていますか。

○白石 透副議長 教育監。

○植田 聡教育監 違いを認め合い、ともに生きる社会を築くことを目指す吹田市在日外国人教育指針に基づき、各校、各学年の実態に応じて、取組を進めています。教科指導を通して日本と諸外国との関わりについて歴史的経緯を正しく認識させ、総合的な学習の時間等を活用し、ゲストティーチャーを招聘した交流活動や多文化共生授業を実施したりするなど、児童・生徒が、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重し合う取組を進めております。

教職員に対しましては、外国籍や外国にルーツのある児童・生徒の理解を深める取組や、多文化共生授業の進め方について学ぶ研修を実施し、教職員の指導力の向上を図っております。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 吹田市の公立小・中学校において、国籍等によって何か区別される教育内容はありますか。その区別は何によって保障されていますか。その根拠も含めてお答えください。

○白石 透副議長 教育監。

○植田 聡教育監 国籍等によって区別される教育内容はございませんが、日本語理解が不十分な外国籍等の児童・生徒に対しまして、日本語指導や通訳派遣等の支援を通して、学習内容の定着を図ることや、放課後における同じ言語を話す仲間と交流できる場の提供を行っております。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 吹田市の小学校等における卒業証書の生年月日の掲載に関する意向確認等のお知らせ文について、そのお知らせ文には、住民基本台帳(日本国籍は元号、外国籍は西暦となってい

す。)に基づいて記載しますので、表記通りに記入してください。その他の表記を希望される方は、希望の表記を記入してくださいとの掲載がありました。

これに違和感を抱いた外国籍の家族のいる方々からのお声が私の元に届いています。

なぜ、生年月日の表記を示すのに、一人一人、個人一人一人の選択を聞くだけでなく、国籍により区別することを明示する必要があるのでしょうか。法的根拠をお答えください。

○白石 透副議長 教育監。

○植田 聡教育監 卒業証書の記載内容に係る法的根拠につきましては、学校教育法施行令の定めにより、住民基本台帳に基づいた学齢簿を、市教育委員会が編成いたします。

卒業証書における児童・生徒の氏名や生年月日は、学齢簿から作成された各児童・生徒の指導要録、卒業証書授与台帳を基に記載しております。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 お隣の豊中市では、1994年に卒業証書が元号記載のみであることに関して、卒業生から、憲法違反であるということを求めた裁判がありました。これら大阪地裁の判決において、当時の裁判長からは、卒業証書の様式については学校長の裁量に委ねられており、元号表記は義務ではない、また西暦や併用等も可能と述べられています。当該お知らせ文については、教育委員会様式等は統一されているものなのか。学校長の裁量の範囲において、自校の児童・生徒等への配慮を考慮して決定できるものでしょうか。

○白石 透副議長 教育監。

○植田 聡教育監 各学校から発出の同通知文における生年月日を含めた記載内容につきましては、教育委員会から統一した様式を示したものではありませんが、学校とは卒業証書における生年月日欄の取扱いについて、過去の大阪府教育委員会とのやり取りや法的根拠等の情報共有を図っております。

卒業証書は、住民基本台帳に基づく記載を原則としますが、保護者がその他の表記を希望される場合



【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

には、希望どおり記載することから、校長の責任の下、保護者の意向を丁寧に確認し対応しているものと認識しております。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 御答弁は卒業証書へ記載するもの自体の法的根拠はありませんでした。

そもそもお知らせ文においては、国籍による区別を示す表記は要らないと考えます。各校の校長の責任において丁寧に対応されるとの御答弁ですので、配慮が必要と判断した場合は、学校長の裁量の範囲で人権に配慮した案内等、工夫するよう求めます。次、行きます。

今定例会では、児童センターの対象年齢の引上げを提案されています。今後、全部の児童センターで実施をされようとしている子供の居場所の取組と学校との連携についてはどのように検討されていますか。また、これら整備について、子供たちの意見はどのように聞いていますか。

○白石 透副議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 利用対象年齢の拡大に伴う今後の子供の居場所の展開につきましては、子供の体の大きさや遊びの質などに留意することに加え、思春期などの子供の成長過程で抱える悩みなどにも寄り添うことが求められています。

現在でも各館では、児童の個別状況に応じて関係機関と連携し、対応してきたところですが、今後においては、これまで以上に教育委員会や小・中学校との連携をシステム化していくことが必要であると認識しており、令和7年度（2025年度）実施に向け、具体的な連携体制について速やかに協議を進めてまいりたいと考えております。

また、全館において子供の意見聴取はしていませんが、今後、各館でこども会議を設置するなど、子供主体の居場所づくりとなる仕組みの構築について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 今後、丁寧に聞いていただきますようお願いいたします。次、行きます。

災害発生時に、吹田市が一番大事にしているものを根拠法令とともに明確にお答えください。

○白石 透副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 災害対策に係る様々な法律や制度の根幹となるものが、災害対策基本法でございます。

基礎自治体においては、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することが最も重要であると考えており、これらのために必要となる防災計画の作成や実施する責務が示されている本法が、本市災害対策の基本となる根拠法令と考えております。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 総合防災センターの内覧会に参加をいたしました。市長からの挨拶では、防災機能等を兼ね備えていると言われていましたが、危機管理センター自体は本庁にあります。この建物は、どういう場合、危機管理の本部機能等を有することになるのでしょうか。災害時、土木部と消防本部との連携はもちろんのことですが、教育センター等の機能はどのような使用等を考えておられるのか、これら詳細をお答えください。

○白石 透副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 本市総合防災センター、通称DRCは、本市が大規模に被災し、本庁の危機管理センター、通称EMCでの本部運営が不可能となった場合に拠点を移し、災害対策本部運営が行えるよう、バックアップ機能を有する施設として当初より計画しておりました。

現在、バックアップ機能で円滑に本部運営が行えるよう、レイアウト計画や情報活動に必要な機器、備品などを整備するなど準備を進めているところでございます。

また、EMCが運用可能な場合におきましても、受援体制の確保として全国からの人的支援など、リエゾン以外のマンパワー人員の受入れ場所が必須となることから、そういった活用を含め、本市北部の

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

災害対応拠点としてEMCと連動した運用体制についても想定をしております。

以上でございます。

○白石 透副議長 教育監。

○植田 聡教育監 続きまして、学校教育部より御答弁申し上げます。

平時は、教育センターとしての教職員研修や、教育相談、教育支援教室の機能を有しておりますが、有事の際には、必要に応じて研修室を災害対策本部として活用することや、教育センターの一部分を災害時に備えた備蓄倉庫として活用することなどを想定しております。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 取引業者の方々からのお声も踏まえて質問します。

4月に新庁舎に移転される前に、契約、工事管理、庁舎管理等における問題点、改善を要する点を全てお答えください。

○白石 透副議長 消防長。

○笹野光則消防長 吹田市総合防災センター、通称DR Cでの警備や設備、保守業務等は令和6年（2024年）1月から委託を始めたところであり、具体的な問題点や改善を要する点は、今後検討を進めてまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 土木部からも御答弁させていただきます。

旧庁舎に関する問題点として、まずはエレベーターがないことによるバリアフリーの未対応や来庁されるお年寄り等への負担が挙げられます。その他、施設の老朽化によるものが多いと思われませんが、冷暖房の度重なる不具合や温度調節困難、庁内照明の不具合、排水施設のつまり、トイレの臭いなどが挙げられます。

これらは全て吹田市総合防災センター、通称DR Cへ移転することで改善されるものです。併せて庁舎移転を機に部内全部局においてフリーアドレスを

導入し、書類の削減など業務改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 教育監。

○植田 聡教育監 続きまして、学校教育部より御答弁申し上げます。

現在の教育センターに係る業務につきましては、問題点、改善を要する点はございません。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 土木部が答えられたのは、現在の庁舎の問題点で、そのような質問はしておりません。質問しているのは、市民の方や業者様の声の多い庁舎管理や契約、工事管理についてです。しかしながら答えになられませんでした。次に行きます。

総合防災センターには、消防機能はじめ、教育センター、光の森、学びの森、中消防署、現南庁舎が統合され構築されました。これら跡地活用についてお伺いします。

跡地を売って市の財産から手放すということは、比較的に単純にでき、すぐに歳入として換価されますが、これらの立地場所については、それぞれ特徴があり、行政利用の可能性の有無等を含め、市民の対話をした上で、行政利用の可能性を見いだしていくということも実施できるのではないかと考えております。

先日、お隣、茨木市の複合施設おにクルへ視察に伺いました。そこは、市民会館跡地について、市民との対話を8年かけて完成されました。全国からの視察も殺到しており、11月末に開館で既に来場者40万人を達成されています。

これら施設の跡地についての現状の考えと市民との対話を持って行政活用を考えていくという視点について、これら施設を統括される副市長のお考えをお示してください。

○白石 透副議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） まずは、担当より御答弁させていただきます。公有地全般に関わる

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ことになりますので、公共施設整備担当より御答弁させていただきます。

本市では、公共施設最適化の下、公有地利活用の考え方を策定し、公有地に関する基本的な考え方をお示ししているところです。その中で、従来の役割を終えた公有地に関しましては、他の行政財産としての活用や、公共、公益性の高い用途としての貸付け等を検討し、それらの活用がない場合には売却も視野に最適な資産活用を進めることとしています。

この考え方下、御質問の跡地につきましては、男女共同参画センターとの複合施設である教育センター跡は庁舎執務室として活用、単独施設である中消防庁舎跡は建物を解体し、土地は売却を基本としながら地域の声をお聞きした上で、売却方法等について検討することを、それぞれ公共施設最適化推進委員会にて方向性を確認しているところでございます。

また、竹見台多目的施設内にある学びの森は暫定施設であるため跡利用はなく、解体予定である南千里庁舎事務所棟の跡利用及び自然体験交流センター内にある光の森の跡利用につきましては、未定でございます。

なお、公有地を利活用する際には、それぞれの土地において個別の事情により地域からの御要望を頂くこともあり、そのような市民の声を踏まえ、庁内調整を図りながら引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 ただいま担当から御答弁させていただきましたとおり、公有地につきましては、公共施設最適化の取組の下、公有地利活用の考え方を基本とし、それぞれ最適な資産の活用を進めているところでございます。

公有地を利活用する際に、地域から御要望がございましたら、その内容を整理し、庁内調整を図りながら検討してまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 本年9月定例会後、指摘を

した税務部の繰り返される問題と同様に市民の方々から疑問、お怒りや説明を求める声が多かった事案について伺います。

9月の定例会で土木部長が答弁された不適法な事務執行とは何を指すのか明確にお答えください。

○白石 透副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 自動車臨時運行許可事務について、道路運送車両法第35条第6項では、臨時運行許可番号標を臨時運行許可の有効期間が満了した日から5日以内に返納しなければならないとされております。また、国の通知においては、臨時運行許可番号標について、亡失によりおおむね30日以上その所在が確認できない場合には、無効の告示を行い警察署長への通報及び運輸支局長等への通知をすることとされております。

本市では、吹田市自動車臨時運行許可規則第5条において、番号票を返納しないとまたは亡失の届出があったときは、失効している旨を公告するものとされていますが、返納されず相手方と連絡が取れない5件について、失効に係る公告手続が令和2年度(2020年度)からなされていなかったものでございます。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 答弁によりますと、仮ナンバーの返納期限を1か月経過しても返却されていないにもかかわらず失効公告を打っていないものは不適法とのことでした。

吹田市をかばうわけではないんですが、さきの9月に指摘されて不適法として失効公告された5件は、返納期限から1件が2年9か月、1件が2年4か月、1件が1年10か月、2件が7か月を経過してのものでした。

本来すべき1か月を全て大きく超過していますから、5件とも不適法だったということでしょう。それはそうでしょう。はい。次、行きます。

昨今、実施されたヘルメット助成事業の反省点及び改善点を具体的に明確にお答えください。併せて、今事業についての問合せ、御意見の数、内容、手段

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

について同様にお答えください。

○白石 透副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 今年度、補正予算による自転車ヘルメット購入補助の反省点及び改善点につきましては、当該年度の終わり頃の事業開始となったことにより、電子申請による先着1,000件で、令和6年（2024年）2月1日13時から受付を開始したところ僅か20分足らずで1,000件に到達したことで、市民希望に沿い切れなかったことが挙げられます。

そのほか、電子申請受付後の返信メールを自動配信するものでしたが、申請者が迷惑メール受信拒否設定をされている場合、メールが届かないなどの事案があり、早期の注意喚起と設定解除のお願いをすべきであったことが挙げられます。

令和6年度当初予算におきましては、郵送による申請を追加の上、抽せんにより1,000件を決定することとし、募集期間を令和6年5月1日から7月31日、当日消印有効としております。また、その中で65歳以上の高齢者と中学生以下の子供に優先枠を設けることといたしました。

次に、お問合せ、御意見につきましては、おおむね200件で、主にメール、電話によるものでした。

その内容といたしましては、申請が受け付けられた旨の返信メールが届かない、まだ申請を受け付けているか、申請書類に関するお問合せ、電子申請ができない方や、仕事の都合で申込み時間に制約のある方から申請方法や期間について配慮してほしいといったものでございました。

このような御意見に対しましても、令和6年度は改善できているものと存じます。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 助成する意義を踏まえてきちんとしていただきますようお願いいたします。次、行きます。

こども計画の策定等について。

子供の最善の利益を考えた子供の意見表明権の重要性等については、これまでも質疑等をしていたところですが。

このたび市のホームページには、子供、若者の意見を聞いて、こども計画の作成に活用しますとして、アンケート調査を実施されています。対象年齢は、15歳から39歳とのことです。こども計画策定の意義と、このアンケートの目的をお答えください。また、アンケート対象年齢を15歳以上とされた理由をお答えください。

○白石 透副議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長（仮称）吹田市こども計画策定の意義につきましては、子供、若者が健やかに成長できる社会の形成を目指す子ども・若者計画を含め、子供の貧困対策の推進に関する市町村計画、その他、子供施策に関する計画等を一体のものとして作成することで、総合的に子供施策を進めることができるものと考えております。

アンケートの目的につきましては、子ども・若者計画の策定趣旨の視点から、その結果を活用するためでございます。

また、アンケート対象年齢を15歳以上とした理由につきましては、特に義務教育修了後は、支援機関の関わる機会が少なくなり、その実態を把握しづらいため、対象年齢を限定して実施したものでございます。

アンケートの実施につきましては、市内の高校や大学に協力を依頼したり、市のイベント会場で直接案内するなど、多くの子供、若者の声を聞けるように取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 子ども基本法の制定を受け、こども家庭庁では、こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～（案）を策定されています。

この内容等も参考に、このこども計画が机上の空論とならないように、政策立案まで子供たちが主体で関われる仕組みづくりの検討を求めますがいかがお考えですか。

○白石 透副議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 未来を担う子供、若者の意

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

見を施策に反映することは、子供、若者の意見表明の権利を保障するものであり、自己肯定感や社会の一員としての主体性を高めるとともに、よりよい施策につながるものと考えております。

意見表明の仕組みにつきましては、こども家庭庁作成のこども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（案）を参考にしながら、関係部局とも協議し、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 また、国では、同法のこども施策には、子供の健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育、雇用、医療施策など幅広い施策が含まれるとされています。

吹田市においてもこれら関係部署の連携は欠かせないと思います。こども計画策定に向けた庁内体制及びこれら策定後、計画策定後の各行政計画への影響についてもお答えください。

○白石 透副議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 子供、若者支援の分野も含めたこども計画全体の策定体制等について、計画の取りまとめ所管の児童部から御答弁させていただきます。

こども計画策定に当たっては、本計画の軸となる施策を所管する部局が実質的な検討を重ねる場として、児童部をはじめ、教育委員会、都市魅力部、健康医療部などから成るこども計画推進委員会を設置し、検討を進めているところでございます。

計画策定後には、各分野の計画において、こども計画の基本理念に沿って施策が推進されますよう、こども計画の趣旨やその前提にあるこども基本法の理念の浸透に努めてまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 各部局、子供たちに寄り沿った市民目線の対応を求めます。次、行きます。

入庁して5年未満の複数の室課の職員の方々の声を御紹介します。うちの上司は、他の職員の手が埋まっても外線は何があっても出ないが、自分の

スマホの外線は絶対にすぐに出て仕事に関係ないことを長話する、私とこは、市民から見えているのに毎日スマホ触っているか爆睡している、私のところは全く業務を知らない、びっくりする、等です。

そのような申出がない、事実確認などという答弁は不要です。各職員が直接人事室に言えないのは当然です。どのように対処されますか。

○白石 透副議長 総務部長。

○小西義人総務部長 そのような申出があるのであれば、そのような声が上がることがないように、服務規律の徹底を図るとともに、風通しがよく、働きがいのある職場環境の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 御答弁では、具体的な対策が示されず残念です。善処を求めます。

議会、委員会等での虚偽答弁についての具体的な処分についてお答えください。虚偽説明についての具体的な処分もお答えください。

○白石 透副議長 総務部長。

○小西義人総務部長 詳細が分からない中で、処分の可能性等を論ずることはできかねますが、懲戒処分につきましては、人事院の懲戒処分の指針、大阪府の職員の懲戒に関する条例、大阪府内各市の懲戒処分の状況及び本市における過去の懲戒処分等の状況を参考に、必要性の判断をいたしてまいります。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 基準なく判断されるということでした。なお、過去に処分された方はいないと聞いています。

個人情報の保護やプライバシー権については、憲法上、何よりも尊重されるものです。吹田市で、職員の家族、家族の勤務先、前勤務先、医療福祉施設等に、職員本人の同意なく市が問合せすることはあるのでしょうか。

○白石 透副議長 総務部長。

○小西義人総務部長 職員が勤務中に急病になった場

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

合や大けがを負った場合、職員に長期間連絡がつかない場合など、緊急またはやむを得ない場合につきましては、職員の同意を得ることなく職員の家族その他連絡先が分かる方に連絡を取ることがございます。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 御答弁では、職員の勤務中の急病や大けが、長期間連絡がつかない場合以外、職員の家族や緊急連絡先に本人の同意なしに連絡することはないと御答弁でした。

市によると、それ以外で職員本人の同意なしに本人以外に連絡を市が連絡すると違法であり処分対象であるとのこと。次、行きます。

さきの市議会で賛成多数で可決されたことにより、令和6年9月の支給を最後に、障がい者福祉年金及び難病患者給付金の廃止が決定されました。この決定を受けて、当事者の方々には、いつ、どのように周知をされましたか。周知後、当事者の方々などからどのような御意見がありますか、具体的にお示しください。

また、これら年金廃止による予算の削減額と11月定例会にて市が幾度も述べてこられたこれに変わるサービス充実の内容について、予算額とともにお示しください。

○白石 透副議長 福祉部長。

○大山達也福祉部長 障がい者福祉年金廃止に関する周知につきましては、本年1月16日に本市ホームページに掲載するとともに、1月31日付で対象者全員に制度廃止のお知らせをお送りしております。

また、難病患者給付金につきましては、本年3月下旬に廃止案内をお送りする予定です。

周知後の御意見といたしましては、国の障害基礎年金と混同されている方が多く、本市独自の制度であることを電話で御説明するケースが約160件、廃止財源の活用に関するお問合せは、電話が2件、メールが3件ございました。他の御意見を含めると、これまでに電話とメール合わせて、約200件程度のお問合せがございました。

障がい者福祉年金廃止による予算削減額は、令和6年度（2024年度）は1億1,443万9,000円を見込み、一方、サービスの充実を図るための予算として、一般財源ベースで、障がい福祉サービス事業所の人材確保支援に163万2,000円、重度障がい者（児）等の支援強化として、7,905万5,000円、相談支援体制の強化として、2,922万6,000円、障がい児支援体制の強化として553万8,000円、障がい者の権利擁護、就労支援の強化として454万円、合計1億1,999万1,000円の拡充予算を計上しております。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 年金廃止により、経済的支援相当分の支援を求める当事者の方々の思いは、どのようにお答えされますか。

○白石 透副議長 福祉部長。

○大山達也福祉部長 福祉年金を受給されている方々のこれからの御意向につきましては、当事者会の方々の御協力をいただきながら、御意向を確認する場を検討していくという方向で今のところ進んでおります。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 吹田市民病院の診療科別のセカンドオピニオン数を過去10年度分についてお答えください。

○白石 透副議長 健康医療部長。

○梅森徳晃健康医療部長 地方独立行政法人市立吹田市民病院における平成26年度から今年度の2月26日までの診療科別のセカンドオピニオン数につきましては、平成26年度消化器内科1件、外科3件、整形外科1件、脳神経外科1件の合計6件、平成27年度皮膚科1件のみ、平成28年度呼吸器・リウマチ科1件、脳神経内科1件、合計2件、平成29年度脳神経内科1件、外科1件、整形外科1件の合計3件、平成30年度呼吸器・リウマチ科1件、脳神経内科1件の合計2件、令和元年度血液内科1件、呼吸器・リウマチ科3件、脳神経内科2件、外科1件、整形外

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

科2件の合計9件、令和2年度が呼吸器・リウマチ科2件、外科1件、合計3件、令和3年度呼吸器・リウマチ科2件、外科2件、合計4件、令和4年度血液内科1件、消化器内科2件、腎臓泌尿器科1件合計4件、令和5年度呼吸器・リウマチ科1件、整形外科1件、産婦人科1件の合計3件でございます。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。  
(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 セカンドオピニオンとは、信頼度を示す指標となるものです。魅力ある病院をよろしく願います。次、行きます。

同病院の過去10年度分の懲戒処分及び処分の件数、内容、明文化された処分基準の有無をお答えください。

○白石 透副議長 健康医療部長。

○梅森徳晃健康医療部長 平成26年度から今年度2月26日までの市民病院における懲戒処分件数は5件でございました。

古い事案から処分年月日ごとに内容を申し上げます。

令和元年11月1日付の事案といたしまして、届け出た通勤経路とは異なる経路及び手段での通勤により、本来の支給額を超える通勤手当を不正に受給した主任を減給、令和2年3月30日付の事案といたしまして、新市民病院移転に伴い使用をしなくなった医療機器を適切な手続を経ずに他の医療機関に無償で譲渡した部長及び主査を戒告、また主査の管理監督責任として主幹を戒告、令和3年8月26日付の事案といたしまして、職員に対し大声で叱責をし続け、精神的に苦痛を与えたことにより業務遂行に支障を来す事態を招いた部長を減給、令和3年11月8日付の事案といたしまして、事前に許可を得ることなく無断で院外業務に従事し、重複して時間外勤務手当を受給した非常勤を戒告、令和5年11月30日付の事案といたしまして、時間外勤務手当を不正受給した職員に対する管理監督責任として、当時の室長2名を戒告いたしました。

なお、これらの処分基準は、同病院職員懲戒規定に定められております。

次に、平成26年度から本年2月26日までの人事上の措置につきましては、令和元年度、訓告12件、文書厳重注意4件、令和3年度、訓告1件、文書厳重注意2件、口頭厳重注意1件、令和4年度、文書厳重注意1件、口頭厳重注意1件、令和5年度、口頭厳重注意1件でございます。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。  
(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 以前の御説明と異なる話を耳にしました。同病院で生じた患者等の方々の御氏名とともに病歴等が長期間によってホームページ上で公開されていた回復不可能な事案の発生原因及び態様、事後行った事項について改めて正確にお答えください。

○白石 透副議長 健康医療部長。

○梅森徳晃健康医療部長 御指摘の事案につきましては、市民病院のホームページにおいて令和元年8月1日から18日間当該病院患者の個人情報インターネット上で閲覧できる状態となっていたものでございます。

発生の原因といたしましては、PDF化するなど掲載情報を限定する措置を講じなければならぬところ、個人データを掲載したエクセルファイルを公開したことによるものでございます。

また、掲載内容の決裁を紙面で行っていましたが、電子画面での確認ができておりませんでした。

この事案の発生を受け、同年8月27日付で同病院のホームページにおいて経過説明とおわび文書を掲載し、その後対象の患者様6,713名におわび文書を送付いたしました。また、お問合せ窓口として専用電話回線を設置いたしました。

再発防止策といたしまして、ホームページ公開時のチェック体制を強化するとともに、各部署で取り扱っている個人情報や想定されるリスクの総点検を行い、パスワードの設定や保管場所の施錠の徹底などを行いました。

また、個人情報保護に関する研修の実施や、事後点検を行うなど職員の意識向上を図るための取組を行ったと報告を受けております。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 おわび文書は、そのうち、返戻が300件とのことでした。この方々は情報漏えいのままです。病院は本人の連絡先や住所追跡等も可能と思います。速やかに善処をお願いします。次、行きます。

同病院で生じた各ハラスメント数、病気休暇数を過去10年度についてお答えください。これについては、保健センターについてもお答えください。

○白石 透副議長 健康医療部長。

○梅森徳晃健康医療部長 市民病院における平成26年度から今年度2月26日までのハラスメントに関する相談件数につきまして、平成26年度1件、平成27年度3件、平成28年度4件、平成29年度4件、平成30年度2件、令和元年度3件、令和2年度3件、令和3年度が8件、令和4年度11件、令和5年度7件でございます。

次に、全ての病気休暇数の正確な把握は困難でございますが、同病院における30日以上病気休暇を取得した延べ人数についてお答えいたします。

平成26年度が3人、平成27年度5人、平成28年度3人、平成29年度3人、平成30年度5人、令和元年度5人、令和2年度11人、令和3年度8人、令和4年度9人、令和5年度16人でございます。

次に、保健センターにつきましても同じく正確な把握は困難でございますが、30日以上病気休暇を取得した延べ人数をお答えいたします。

平成26年度二人、平成27年度3人、平成28年度一人、平成29年度3人、平成30年度4人、令和元年度3人、令和2年度6人、令和3年度7人、組織改正後の令和4年度は、成人保健課及び母子保健課で二人、令和5年度は4人でございます。

なお、保健センターにおけるハラスメントに関する相談件数につきましては、個別事案となるため御答弁できかねますが、職員が気軽に相談できるよう庁内に複数設置されている相談窓口の周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 御答弁からも分かりますように、病院や保健センターという健康や医療に関わるところの病休者やハラスメントの相談件数が異常に多いと思います。至急、善処をお願いいたします。次、行きます。

持続可能な都市計画について。

吹田市には総合計画があり、これらは網羅的に吹田市のまちづくりをうたっているものであると認識しています。また、各分野においては、総合計画における全体の視点も持ちながらもその分野ごとの行政計画が存在しています。

ただ、それが決して完璧なものであるとは私も思っておりませんし、吹田市として多角的な視点で都市計画を見直すということには一定理解をいたします。

ただし、総合計画の見直しも一旦終わったこの時期に、今年度の当初予算に計上されている吹田市の基礎調査を実施される意義をお答えください。また、委託による調査が必要なのか、なぜ必要なのか、その理由についてもお答えください。

○白石 透副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 都市計画やまちづくりに関する課題に対しましては、各部局でその実情を把握した上で、総合計画や都市計画マスタープランを踏まえた各分野の行政計画に基づき施策を推進しているところですが、具体的な課題への対応策につきましては、個別の事案ごとに検討を行っている状況でございます。

今後、持続可能な都市、地域形成に向けた都市計画、まちづくりを進めていくに当たっては、市域全域を視野に入れた10年先、20年先といった中・長期的な視点に立った検討が必要と考えているところでございます。

都市計画やまちづくりに関する課題への対応につきましては、事業計画の検討や事業実施そのものに非常に多くの時間を要することから、これまで都市計画に関して蓄積されたデータに加え、基礎的な調査、分析を行うことにより、可能な限り早期に中・



長期的な課題を抽出し、都市計画関連施策及びまちづくり施策について検討、研究を行おうとするものでございます。

本業務では、都市計画基礎調査をはじめとした様々な調査によるデータを組み合わせ活用、分析し、そこから中・長期的な課題抽出を行うことから、高度な知識や豊富な経験といった専門性の高いノウハウが必要であるとともに、これに基づく作業量も相当程度伴うことから、このような調査についてノウハウを持つ事業者へ業務を委託することが適切であると考えているところでございます。

以上でございます。

○白石 透副議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 委託した事業者からですけれども、そのノウハウを職員が立案機能、能力を鍛えられるような効果を期待したいと思っています。

また、都市計画は、公共空間のつくり方として、建築家ヤン・ゲールが提唱しているところのパブリックスペースは、行政等が管理しているところだけでないとしており、これらの考えは、都市計画の在り方においても親和性の高いものと考えます。そのような空間づくり等も含めて意義の高いものとなるように求めまして、私の質問を終わります。

○

○白石 透副議長 定刻が参りましても、しばらく会議を続行いたします。

○

○白石 透副議長 議事の都合上、暫時休憩いたします。

(午後3時2分 休憩)

○

(午後3時45分 再開)

○野田泰弘議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けます。31番 橋本議員。

(31番橋本議員登壇)

○31番 橋本 潤議員 大阪維新の会の橋本 潤です。民間との人事交流について質問させていただきます。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づく官民人事交流制度は、人事交流を通じて官民の相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材の育成を図ることを目的とされています。これらは、国と民間だけではなく、基礎自治体と民間でも、また官吏の方と民間の方だけではなく、吏員の方と民間の方にも当たると存じます。2019年に定められた吹田市職員人材育成基本方針の目指すところにもかなうものだと存じます。

本市の民間との人事交流についての考え方とこれまでの取組についてお聞かせください。

○野田泰弘議長 総務部長。

○小西義人総務部長 民間事業者との人事交流につきましては、平成29年度（2017年度）以降は実施をいたしていませんが、職員採用試験における年齢要件の緩和や民間の就職活動で広く活用されているSPI試験の導入によりまして、民間企業等での職務経験を有し、異なる組織文化を経験した人材を採用することで、組織の活性化などが図られているものと考えております。

民間交流事業者とのこれまでの人事交流の実績といたしましては、民間企業等への短期派遣研修といたしまして、平成23年度（2011年度）及び26年度（2014年度）に各5名、27年度に2名の合計17名を派遣いたしております。また、28年度には、株式会社ガンバ大阪との人事交流により、1名の派遣を行っております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 31番 橋本議員。

(31番橋本議員登壇)

○31番 橋本 潤議員 吹田市のこれまでの取組を鑑みても、その必要性は認識されており、民間のノウハウを取り入れることによる一定の実績はあるものと存じます。民間企業の研修に参加するなどの手法も有効だとは存じますが、組織内に入り業務を行うことにより得られる経験などはさらに効果的であることは考えられます。

先ほどは、相互理解、組織の活性化、人材の育成を人事交流の目的として挙げさせていただきました。官民人事交流制度が制定されてから、国においては

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

国と民間企業との間の人事交流に関する基本方針が定められました。その方針では、複雑、高度化する行政課題に対し、公務員の対応能力を高め、国民の負託に応えていくためには、幅広い分野における多様な人材について、官から民、民から官の双方向の交流のより一層の拡充を図ることが必要であるとされています。複雑、高度化する行政課題に対し、公務員の対応能力を高めることを人事交流の効果として挙げています。その結果、国民の負託に応えていけるようにするというものです。

本市におかれましても、人事交流制度を定め、複雑、高度化する行政課題に対し、公務員の対応能力を高め、市民の負担に応え続けていけるよう取り組んでいただくよう求めます。御見解をお聞かせください。

○野田泰弘議長 総務部長。

○小西義人総務部長 職員の人材育成につきましては、外部団体への派遣研修を含め、職員研修に係る重点的な取組や年間の研修計画などを定めた職員研修計画を毎年度策定し、吹田市職員人材育成基本方針に掲げる目指す職員像の実現に向け、取組を推進しているところでございます。

御指摘の複雑、高度化する行政課題への対応能力など、必要とされる能力を見極めながら、職員研修計画の中で取組の手法なども定め、推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 31番 橋本議員。

(31番橋本議員登壇)

○31番 橋本 潤議員 健都では健康と医療をキーワードに先端的な研究開発を行う企業等の研究施設を集積させ、国立循環器病研究センター、国立健康・栄養研究所を中心に、国際級の医療クラスターの形成を図っています。健都に集った研究機関や企業間のオープンな研究環境により、新たな研究成果を生み出し、また市民ニーズを踏まえた製品、サービスを生み出すとのことです。

例えば民間企業のマーケット調査による市民ニーズの把握状況と、市に集まる市民意見から判断する市民ニーズは異なるかもしれません。民間事業者に

とつても、市の職員としての勤務経験はそれらのニーズを分析して、より適切に把握をすることに資するかもしれません。その逆もまた期待できると存じます。

本市は、実際に健康医療情報を利活用し、研究を進められている医師をアドバイザーに迎えるなどの取組をされながら、健康医療情報の適正な利活用に関する基本方針を策定されています。健康医療情報を本人の同意を原則とした上で、適正に利活用するため、市が目指す将来像などの基本的な考え方を示した方針とのことです。

産学連携によるオープンイノベーションの環境整備がこれにより加速することに期待しますが、研究から市民ニーズを踏まえた製品、サービスが民間企業においてどのように生み出されているかイメージできている職員さんは少ないのではないのでしょうか。

民間企業において、医薬品や医療機器の開発、製造、健康サービス食品の構築、提供などに関わることができれば、そのイメージを持てるようになるかもしれません。結果として、より効果的に健都の取組が行えるようになるのではないのでしょうか。御見解をお聞かせください。

○野田泰弘議長 健康医療部長。

○梅森徳晃健康医療部長 健都では、産学官民連携のプラットフォーム構築の一環として、健都ヘルスサポーター制度を運用しており、企業が商品を出す前にユーザーの反応を確認し、よりよい商品の開発に向けた市民参加型の地域実証事業を行っております。

実証に至るまでの過程において、担当職員も企業の抱える課題や開発商品の詳細を確認したり、実証の場に立ち会ったりするなど、健都の取組ならではの経験を通して、職員の能力向上につながっていると考えております。

また、国の事業、共創の場・形成支援プログラムでの取組の一つとして、本市と国立循環器病研究センター及び民間企業と共同で親子健康応援アプリを開発し、国循の研究成果を市民還元する仕組みを産学官連携の下、構築いたしました。

引き続き、健都に集った企業や研究機関との積極

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

的な連携を通じてイノベーションによるヘルスケア産業の創出に向けた取組を進めるとともに、職員の意識の醸成も図ってまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 31番 橋本議員。

(31番橋本議員登壇)

○31番 橋本 潤議員 都市魅力部におかれましては、地域経済振興室が取り組まれている商工業の振興や労働者の各種相談などにおかれましては、市内民間企業での経験は直接的にその取組の充実につながるのではないのでしょうか。

一般的に民間より行政が遅れていると言われていたDXにおいても、効果が期待できるのではないのでしょうか。また、民間側においても、行政での経験が新たなサービス開発につながる可能性もあるかもしれません。

ある民間企業での当たり前が吹田市役所では当たり前でないかもしれません。吹田市役所での当たり前が民間企業では当たり前でないかもしれません。ある民間企業では、パワハラと扱われて対応されている事象が、吹田市役所では対応されていないかもしれません。

通常、他の企業等での経験をしようとする、転職など、もう戻れない決断を要することがほとんどです。多様な働き方を経験できる手法の一つとしても意味があると存じます。民間との人事交流は、市民等の労働の在り方、職員の労働の在り方をより豊かなものにできる可能性もあると存じます。

改めまして、民間との人事交流制度を定められ、民間との人事交流を推進することを求めます。市長の御見解をお聞かせください。

○野田泰弘議長 総務部長。

○小西義人総務部長 まずは、担当の総務部より御答弁申し上げます。

企業経営の考え方を参考にすることにつきましては、本市の施策推進に有益となるものもあると認識をいたしております。引き続き、より効果的、効率的な手法を検討しながら、人材育成の取組を進めてまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 民間と一言で言いますが、零細企業から上場企業まで様々です。世界中に民間企業はあまたあります。

一方で、行政を担う組織というのも、また国によっても様々です。多様なそういう組織の中で、民間では、行政では、という議論をする際には非常に注意が必要だと思っております。

この官民の人事交流は、国における官民の人事交流の意義というのは、昔から指摘をされており、霞が関でも十分に我々想像できないレベルで官民の人事交流がなされております。

利益を求めることが目的の企業活動と、公益を担う責任を果たす行政活動、その両者の組織の目的は根本的に異なるものの、組織経営、組織運営上双方に共通する点、またその目的の違いから相入れない点、そして参考にすべき点があることは認識をしております。

一例として、企業の大切にしなければならないことは、コンプライアンスの遵守です。行政は、それよりはるかに高いモラルを守ることが必要ですし、求められております。コンプライアンスだけを守っていれば、それで社会的責任が果たせるものではありません。

本市もこれまで数多くの主に企業での経験を積んだ職務経験者を招き入れております。そして、その知見の活用を図っております。これからも意義ある交流を積極的に図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 31番 橋本議員。

(31番橋本議員登壇)

○31番 橋本 潤議員 総務部長の御答弁からも、また市長に御答弁いただいた中からも、やはりその官民の交流によって得られるノウハウと申しますか、経験というのか、それは様々な言い方があるでしょうけれども、そういったものが市政運営にも有益であるということはお認めいただいと理解しましたが、その割には、2017年からは民間との人事交流は行っていませんと。手法を変えられてやられて

ということ、先ほど総務部長おっしゃっていたと思うんですけども、人事交流という手法もあるにもかかわらず、それを止めてしまって別の手法でやっていますということではなく、ぜひ2017年で止まってしまっている人事交流、また始めていただけたらと思います。

さっきもちょっと申し上げましたけど、どうしても民間での経験をしてみたいなどと吏員の方が30過ぎて思っても、普通は辞めないといけないということが結構多かったですし、逆に行政での経験をというときに中途採用で民間企業を辞めてもう戻れないというような形が一般的なのかなと思うんです。そういうところでも、制度として、しっかりと確立していけば、いい形でその交流というのできるのかなと。なかなか制度としてないと、経験してみたいということ自体も声をどうやって上げたらいいのかっていうところもあるでしょうし、そういうところぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますのでお願いしておきます。

先ほども、いわゆる慎重にというお話もいただいた中で民間との交流であったりノウハウの活用というところ、非常に市長には御丁寧に御答弁いただいたと思うんですけども、やはりその市長の御答弁からも国で行われているような民間の交流であったり、民間の活力の活用であったりと、ノウハウの活用であったりというところに一定に必要性、効果というところは認めていただいていると思います。

本当はそういう制度を用いて、20代、30代、40代の方々がそういった交流をして、民間での経験を持ち帰っていただくというのが私は一番望ましいと思ってるんですけども、2017年からちょっとそういうところが止まっているというところで。

次の副市長人事では、公募などによって民間企業での経験豊富な方を選任されようとしてるのかなとかちょっと思ったりしてですね。そうすれば、別の場合によっては、こう20代、30代、40代の方がいうよりかは、ある意味、上から民間のやり方をボトムアップではなく、いいところを広げていくという方法もあるのかなと。そういったことも考えられてるのかなといったことも。それも一つの方法だと

思うんです。どっちがいいのかということはないと思いますけれど、いずれにしても民間での経験や組織文化の経験の必要性とか、民間企業経営の考え方を参考にするというをおっしゃっていただいているので、できましたら、私としては、その民間の方をぼんと登用していただくというの、それはそれで必要なときはあるかもしれませんが、やっぱり先ほど申し上げた幾つかの理由も含めて、ぜひこう民間との人事交流制度というところをぜひ制度として定めていただきたいなということを希望として申し上げて質問を終わります。どうもありがとうございました。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 大阪維新の会の高村です。これまでの質問と重複するものもありますけれども、私なりの考えを持って質問いたしますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

まず、トイレトレーラーの導入について。

この正月に発生した令和6年能登半島地震に見るように、災害時にはライフラインの断絶が深刻な問題となります。特に、安全な飲料水の確保や衛生環境の維持は、被災者の生命と健康に直結します。

この点において、さきの震災でも実績のある箕面市の災害時用の移動式水洗トイレ、トイレトレーラーの導入は、吹田市における災害対策の強化に資すると思います。トイレトレーラーは1台で複数の個室トイレを有し、清水タンクとソーラーパネルを搭載しており、水道や電力を必要とせず、任意の場所で清潔なトイレ環境を提供できることから、災害発生時だけでなく、市内イベントなど平時の利用においてもその価値を発揮します。

また、トイレトレーラーは水が肝要ですが、本市は水に関する事業に誇りを持ち、被災地でも活躍してきました。給水車と連携をとれば、さらに吹田市独自の強みを生かすことができると考えます。このトイレトレーラーの導入と運用を前向きに検討することは、市民の安全と快適な生活を守る上で重要な一歩となります。

まず、このトイレトレーラーの有用性について、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

本市の御見解をお聞かせ願います。

○野田泰弘議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 トイレトレーラーは、今回の能登半島地震においても各避難所に支援として届けられ、被災された方々に利用されており、仮設トイレや携帯型トイレと同様にトイレ対策の一つとして有効であると認識しております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 次に、導入に当たっての課題や問題点について、本市のお考えをお聞かせ願います。

○野田泰弘議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 トイレトレーラーの課題や問題点について、市として詳細に整理や検討はできておりませんが、今回、能登半島地震対応に派遣された危機管理室職員が、被災地においてトイレトレーラーが設置されている一部の避難所運営者に利用状況や課題などをお聞きしたところ、階段式のものは乗り降りに不安があり、避難所によっては高齢者や配慮が必要となる方が多く、ほとんど利用されていないこと、長期に及ぶ使用で不具合も発生しており、メンテナンスの課題があるといったお話をお聞きしております。

そのほか、平時における運用や、車両の取り回しなどが導入に当たっての大きな課題となるものと考えております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 御答弁いただいた機能性に関する問題点や課題については、逆に吹田市の独自性を発揮して優位性を持ったトイレトレーラーを所有することへ前向きに捉えることができるのではないのでしょうか。

平時の活用については、公園に設置や、市内のイベントで貸出し等すれば市民から喜ばれること間違いなく、高い需要が見込まれることと思います。

保管については、給水、下水の環境が整い、管理

しやすい場所であれば常設するといった試みを考えてもいいのかもしれませんが。

所管を横断して協議いただけると、アイデアも出てくるのではないかと思います。財源、イベント時の活用、平時の活用について、危機管理室、都市魅力部、土木部、それぞれの所管より御見解をお聞かせ願います。

○野田泰弘議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 まずは、危機管理担当より御答弁申し上げます。

トイレトレーラーにつきまして、他の自治体では、寄附や交付税措置を受けるなど、様々な財源を活用し導入されていることを確認しております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 都市魅力部長。

○井田一雄都市魅力部長 次に、都市魅力部から御答弁申し上げます。

トイレトレーラーの平時活用の意義は、有事の際に違和感なく利用できるよう、日頃から啓発することにあると考えておりますことから、危機管理室とともに先事例を参考に研究してまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 土木部からも御答弁申し上げます。

本市にトイレトレーラーが導入された場合の、平時活用内容としましては、公園への常時設置は、維持管理面等から難しいと考えておりますが、機動性を生かしたスポット的な使い方として、イベントでの活用は考えられるものでございます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 ありがとうございます。

本市の災害時の活用、有事の際の他市被災地への支援、平時の需要と活用の可能性を総合的に捉えて、導入しないという判断には至らないと思いますが、市長の率直な御所見とここで英断を求めます。

○野田泰弘議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 まずは、危機管理担当より御

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

答弁申し上げます。

導入に関しましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、有事使用での課題も確認しており、平時における運用面での課題と併せて整理が必要であると考えております。

引き続き、他市導入事例の情報収集など行ってまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 災害時のトイレにつきましては、これまでも繰り返し問題となっておりまいました。緊急時には非常に切実な問題になるというのは想像に難くありません。トイレトレーラー、様々な方法はあるとしても、このトイレトレーラーというのは移動できるということで、その解決策の一つと認識しております。

固定式が必要な場合、それから移動式が必要な場合、しかもこのトイレトレーラー、トイレとして二つ、三つが限界だと。じゃあこれを10台常時用意するのかという問題もあります。40万市民を対象にする場合にトイレトレーラー1台を導入するのはどういう意味があるのかということも含めて、まだまだ解決すべき技術的な課題や、本市ならではの都市状況や災害想定を考慮をした上で、他事例の研究もした上で導入の検討をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 複数台は多分要らないとは思いますが、平時の保管については、本庁舎は出入りは難しいかもしれないので、例えば吹田市総合防災センター、DRC吹田とか、水道部さんの敷地、もしくは健都レールサイド公園で、有人の管理の届きやすい所に常設するといったことも御検討いただければと思います。できない理由を探すのではなくて、建設的な考えの下、御協議いただきたくお願い申し上げます。

次に犯罪被害者への支援について、時間の都合上、質問自体は割愛しますが、令和4年の2月定例会の

私の代表質問で、犯罪被害者の支援について、市長からは積極的に支援方法について研究をしていくという御答弁のとおり、実行に移していただいたことについて、感謝申し上げます。

理想としては、このような制度が必要とされない平和な社会が望ましいのですが、残念ながら現実にはそうはいきません。そのため、実際に犯罪被害を受けた方々が、少しでも支えとなる援助を受けられるよう、適切かつ効果的な支援制度にしなくてはなりません。

令和6年度の一般会計予算としてはこの件は40万円のみで上がってきておりますけれども、万が一、犯罪被害に遭われた方が重なっても適切な予算措置がなされるようお願いしておきます。

この件について、お忙しい中、答弁調整をいただきました職員の皆様、ありがとうございます。

次に、カラス対策についてお伺いします。

春から初夏にかけて、カラスによるごみあさりや威嚇行為が増加し、市民生活に悪影響を及ぼしています。

これらの問題に効果的に対処するため、行政が主導で包括的なカラス対策を策定、実施することを望む声が市民より届いております。特に、繁殖期には市民との協力体制を強化し、安全で清潔な街を維持するための対策を講じる必要があると考え、以下質問いたします。

カラスによる被害について、市民からの問合せや要望など、市民の声は届いておりますでしょうか。また、それらの声に対して、行政としてはどのように対応されているのでしょうか。

○野田泰弘議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 市民の方からのカラスの被害に関する相談や苦情は、毎年3月から6月頃の繁殖期に多く寄せられ、内容といたしましては、人への威嚇、攻撃、生ごみの散乱、ふん公害、鳴き声がうるさい等のお声を毎年100件程度頂いております。

その対応としましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいて対応しており、原則、捕獲、駆除は禁止されておりますが、カラスによる威嚇、攻撃、ごみの散乱等の生活環境被

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

害が認められる場合は、巣がある場所の管理者からの申請により、市で捕獲許可証を発行し、管理者に対応をお願いいたしております。

また、ひなが巣から落下していると通報があった際には、市職員がひなを移動させる等の対応を取っております。

市民の方に対しては、カラスの巣やひなには近づかない、帽子や傘で身を守る、ごみの散乱を防ぐためカラス除けネットを適正に使用するなどについて、市報やホームページ等を通して通知いたしております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 ほかの自治体で成功しているカラス対策の事例について、情報をつかんでいることはありますでしょうか。

○野田泰弘議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 他自治体におきましても、本市と同様、カラス対策には苦慮されており、他市事例といたしましては、爆音器の使用やLEDライトの貸出し例などがございますが、効果は一時的であり、カラスが慣れるとまた戻ってくるなど、抜本的な対策には至っていないものがほとんどであると考えております。

引き続き、効果的な対策につきまして情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 本市の今後の対策や対応について、お考えをお持ちでありましたらお示し願います。

○野田泰弘議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 先ほども御答弁申し上げましたとおり、法律により、原則カラスの捕獲、駆除は禁止されており、カラスが集まってこない環境づくりとして、カラス除けネットを適正に使用するなどして、カラスの餌となるごみを散乱させないこと、攻撃されないように巣やひなには近づかないこと、必

要な場合は巣の撤去を検討するなどの対策が重要であると考えております。

そのため、繁殖期前にはSNSや市報、ホームページ等で周知徹底を図ってまいります。

また、効果的なカラス対策について、引き続き調査、研究を行い、有効性が確認されたものにつきましては、導入を検討してまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 確かに、現状でできることは限られているのは理解しておりますが、将来、何も行動せずに時間を無駄にしたと振り返らずに、今からアクションを起こしてあらゆる対策を試みているけれども、まだ効果的な方法が見つかっていないと言える状態にすべきであります。

例えば、すぐに成果は出ないかもしれませんが、カラスの生態を研究している人や団体と接触して、意見交換や協力関係を築いて、将来に向けて対策していくことも検討いただけたらと思います。

次に、2025年日本国際博覧会、大阪・関西万博についてお伺いします。

大阪府、大阪市を中心に府内市町村が連携し、万博会期中の春、夏、秋の3期にわたり、世界に向けて大阪の魅力や特色を発信する（仮称）大阪ウィークが開催される予定です。

この（仮称）大阪ウィークですが、コアイベントとレギュラーイベントがあり、まずコアイベントでは、大阪の人々がエネルギーを注ぐ祭りをキーワードに様々な催事を展開し、未来へと語り継がれる訴求力のあるイベントとなるよう、実施に向けた準備を進めているところであり、例えば、吹田市の伝統文化であるだんじりや山田権六おどりはこれにふさわしいものと考えます。

レギュラーイベントのほうは、2025年大阪・関西万博市町村催事参加委員会で協議されているようですが、手挙げ式で参加を募り、参加側のアイデアも受け付けているということも聞いております。

コアイベントにおける吹田市の関わり方として、どのような提案やプランが考えられているか、本市

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

が考えていることについて詳細をお聞かせください。

○野田泰弘議長 都市魅力部長。

○井田一雄都市魅力部長 （仮称）大阪ウイークのイベントにつきましては、大阪府内全ての市町村が連携して、祭りをキーワードにだんじりや盆踊りなどを含めた催事が展開される予定でございます。

催事の詳細につきましては、現在明らかにはなっておりませんが、本市においてもだんじりや山田権六おどりをはじめとする祭りにちなんだ様々な伝統文化が継承されておりますことから、関係団体にも情報提供し、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 レギュラーイベントへの本市の参加の意向や、アイデア等について考えがありましたらお聞かせ願います。

○野田泰弘議長 都市魅力部長。

○井田一雄都市魅力部長 レギュラーイベントにつきましては、（仮称）大阪ウイークの一部として各市町村が実施主体となり行う催事でございます。当該催事につきましては、大阪府・市万博推進局が全体調整等を行っておりますが、会場使用料等に係る市の負担額や、会場使用方法等の詳細につきまして、現在示されておられませんことから具体的な内容の検討には至っておりません。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 分かりました。仕様や詳細についてまだ示されていない今だから、アイデアや提案があれば、ある程度吹田市の意向を酌んでもらえることも考えられます。ぜひ積極的に関わってアクションしていただきたく要望しておきます。

次に、デジタイゼーションとデジタルイゼーション、デジタルリテラシー等についてお伺いいたします。

今日起きたイノベーションは明日のスタンダードである。この言葉が、現代のテクノロジーの進化速度を象徴しています。特に、最近のAI技術の急速

な発展は、この言葉をより現実的なものにしていきます。一つの革新的な技術がリリースされると、すぐに新たな技術がそれを凌駕し、技術の波は絶え間なく押し寄せます。このような状況では、個人が技術スキルを磨くことも重要ですが、新しい技術を迅速に受け入れ、利用する柔軟性を持つことが、さらに重要であると言えます。

本市では、自治体のDXをペーパーレス、キャッシュレス化、行政手続のオンライン化、RPAの導入、ネットワークの整備、ガバメントクラウドへの移行、GIGAスクール構想の推進、さらには生成AIの導入計画など、スピード感をさておき、これまで推進してきました。これらはデジタイゼーションとデジタルイゼーション、または両方を含み、DXには不可欠な取組です。

しかしながら、これらの取組が個別に進められている現状は、本質的な改善や進化にはつながっていないと私は考えます。

自治体DXを掲げる以上、全体のバランスを見極め、デジタル技術の導入だけでなく、それを活用して業務プロセスを根本から見直し、市民サービスの質を向上させることが求められます。これこそが、デジタルイゼーションの真の目的であり、今後の吹田市が目指すDXやSX、サステナビリティトランスフォーメーションではないでしょうか。

まず、標準化についてお伺いします。

まずは、今議会で提案された情報システムの標準化ですが、イニシャルコストだけでも数十億円となる莫大な予算となっておりますが、そもそも全国の自治体が一斉に国主導のシステム標準化やクラウド移行に追われており、厳しいスケジュールの中、ベンダーさんにとっては一時的な急激な需要に対応が追いつかないといったところであり、そんな中契約するとなると、納期遅れや平時よりも見積りの高騰、質の担保も難しくなることも考えられます。

スケジュール優先で強引に進めることのリスクを考えると、現在示された開始時期、令和7年度末までという期限は見直すことも検討すべきなのかもしれません。

仮に、一、二年開始時期をスライドした場合の、



【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

財政、業務、職員、市民への考えられる影響についてお教え願います。また、影響が少ない一部業務に限り、スケジュールの見直しを検討されてははいかがでしょうか。御所見をお聞かせ願います。

○野田泰弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 情報システムの標準化対応におきましては、費用高騰や事業者の人的リソース不足などのリスクが明らかになりつつありますが、これらのリスクは、スケジュールを遅らせれば直ちに回避できるというものではございません。

一方では、今年度に国からの通知にて、様々な理由により、期限内の移行が困難な状況にあるシステムについては、例外措置として、対応期限を緩和すると新たな方針が示されております。

こうした中、市が独自の判断で取組を先送りした場合の影響を整理してお示しするのは困難でございます。現時点では、国の方針に足並みをそろえていくことがリスク抑制につながるとの考えでございます。関係部局と連携して対応を進めつつ、国の動向等も注視し、スケジュール管理も含め、柔軟かつ適切に取り組んでまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 全自治体が集中するタイミングにある中のリスクを整理していただき、御答弁いただきましたように柔軟かつ適切に対応いただけますよう要望いたします。

次に、生成A Iの使用について。

生成A Iは、文章を生成、拡張、要約、変換するText to Textの使い方が一般的ですが、これらを理解して、ハルシネーションに気をつけながら、うまく使い分けることで活用シーンが広がります。

本市の業務における生成A Iの使用法そしてシナリオ、また、それによる市民サービスへの効果の範囲についてお聞かせ願います。

○野田泰弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 昨年10月に、対話型生成A Iの業務利用を開始するに当たり、利活用ガイド

ラインを作成いたしております。そこでは、ツールの特性に伴うリスクや、それに応じた運用ルールを整理した上で、代表的な活用場面や事例として、文章の要約や作成、知見、アイデアの提供などを挙げております。

現在は無償版利用に伴う制約から、利活用可能な業務の幅が限定的でございます。新年度当初予算案には有償版導入に係る経費を計上いたしております。新年度以降、利活用の幅を広げていくことを想定しておりますが、市民への直接的なサービスへの影響までは具体的に見込めておりません。まずは、内部事務の効率化に寄与できればと期待をしているところでございます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 生成A Iは何といてもプロンプトが肝要であります。生成A Iの効果的な使用に向けて、職員さんに対して、プロンプトエンジニアリングの最適化に向けた学習や研修など、強化していくような計画はありますでしょうか。

○野田泰弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 今後、生成A Iのさらなる利活用を促進していくには、ツールの特性を十分に踏まえた、安全かつ効果的な利用方法の周知、習熟が必要との認識でございます。ほか自治体や民間の事例等も参考にしながら、研修などを含めた学習機会の提供など、リスク認識と使いこなし、その両面からのスキルアップ策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 ぜひとも使用する職員さんの意欲と好奇心を刺激して、活用が進むようお願いしておきます。

次に、生成A Iで、文章作成やアイデア、ヒントをもらうことだけでも利用価値はありますが、これを様々なシーンで利活用することで価値が高まります。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

例えば、APIを活用して、庁内のシステムやデータと生成AIを緊密に連携することは、効率的に自動化できる業務が増えるのではないかと考えます。

本市の持つ膨大なデータを容易に活用でき、データドリブンの政策立案もはかどるのものと考えますが、御所見をお聞かせ願います。

○野田泰弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 今後、本市の持つデータと生成AIの連携につきましても、業務効率化や市民サービス向上の面からも期待されていくものとは認識いたしております。

一方で、本市が保有する情報の多くは、その重要度などに応じた情報セキュリティを担保するため、外部と隔離されたネットワーク上で保有をいたしております。それらの情報について、生成AIによる分析等のデータ連携を行う際においても、同等のセキュリティの確保が必須でございます。

生成AIをはじめとした新たな技術のより高度な利活用に当たりましても、その有用性とセキュリティ確保、また、それに伴うコストなど、多面的に十分な検討を行った上で導入を判断すべきものと考えております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 ありがとうございます。このデータの連携が可能となった暁には、業務効率は飛躍的に向上するものと思われまます。導入の可能性について、継続的に協議いただくことをお願いしておきます。

次に、学校現場の利用についてお伺いいたします。

本市小・中学校における、生成AIそのものを学ぶ機会、使用方法について、どのように指導されておりますか。また、児童・生徒の一人一台端末における生成AIの利活用の方針について、それぞれ具体的にお教え願います。

○野田泰弘議長 教育監。

○植田 聡教育監 生成AIにつきましても、学校現場では利点と課題を整理している段階であり、本市におきましても、児童・生徒が生成AIそのものを学ぶ

機会は、現時点では設けておりませんが、児童・生徒の一人一台端末における生成AIの利活用に関しましては、令和5年7月に文部科学省より初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインを参考にし、国や府の動向も注視しながら、様々な先行実践事例の情報収集に努め、効果的な活用について方向性を模索していく必要があると認識しております。

以上でございます

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 次に、校務における生成AIの使用についてお伺いします。

教職員による生成AIの利用について、児童・生徒の指導に係る業務、学校運営に係る業務、行事や部活動に係る業務、外部対応の業務など、活用範囲やルールについて指導や研修等行われていけば、お教え願います。また、実際に活用されている事例等あれば併せてお教え願います。

○野田泰弘議長 教育監。

○植田 聡教育監 本市におきましても、教職員に向けて生成AI利用に関する国からの情報などを共有する機会は設けておりますが、現在のところ、活用範囲やルールについての指導や研修等は行っておりません。そのため、市内における実践事例等に関しましても、現時点では把握しておりませんが、今後の課題と捉え、情報収集に努めるとともに、実用的な活用方法や効果的な指導方法について研究してまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 ありがとうございます。次に、9月議会で提案いたしました、庁舎案内、総合案内を対話型のAIにしてみてもどうかという質問で、市民部長からは多様なサービスの提供という観点から、他市事例などを参考に研究するとおっしゃっていただきました。

あれからそんなに期間は経っていませんが、AIを身近なところで活用する機運は一気に急加速して

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

いる状況でございます。

本市においても、積極的に検討を進めてははいかがでしょうか、御所見をお聞かせ願います。

○白石 透副議長 市民部長。

○高田徳也市民部長 総合案内などの市民サービスにおけるAIの活用につきましては、他市において、市民からのよくある質問と回答、FAQをチャットGPTにより作成する実証実験などの事例が出てきております。

業務の大幅なスピードアップや効率化に対する期待がある一方で、現時点におきましては、AIが作成した回答を市民の皆様を提供するには、克服すべき課題も少なからずあるものと認識しておりますので、引き続き、実証実験の事例などを研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 懸念される課題もあると思いますが、日進月歩様々なソリューションがリリースされております。最新の情報を常にキャッチできるアンテナを張り続けていただきますよう、よろしくお願いたします。

次に、ペーパーのデジタル化についてお伺いします。

書類とデジタルデータの併用が見られる業務について、一元化に向けた予定や計画についてお持ちであればお教え願います。

○野田泰弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 本市では、令和3年度(2021年度)から全庁的な取組として、手続の電子化やペーパーレス化を推進いたしております。内部事務におきましては、電子決裁導入や、会議資料の電子的共有などにより、紙からデータへの移行が急速に進んでいる状況でございます。

一方で、市民や事業者など、外部と関わる場面に目を向けますと、過渡期的な対応も含めまして書類とデータを併用した運用が求められる業務も多数ございます。

デジタルへの一元化について、統一的なスケジュー

ールを一律にお示しするとは困難でございますが、さらなるペーパーレス化、デジタル化の推進を基本的方向といたしまして、環境整備や意識改革の面も含めて取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 電子申請のあった申込みに対して、書面で結果を通知する業務が見受けられますが、デジタルと書面の適切な使い分けをすることが望ましいと考えますが、御所見をお聞かせ願います。

○野田泰弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 ペーパーレス化、デジタル化の推進を基本的な方向性とした上で、市民などのニーズを含む社会情勢も踏まえつつ、実務フローの見直しも含め、紙とデータの適切かつ効率的、効果的な使い分けに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 最後の質問です。

デジタル政策に関わる部署の権限と機能を強化し、本市におけるデジタル政策のより効果的な推進を図っていただきたく、これまでも質問や意見を重ねてまいりました。

本市のあらゆる業務の中から、現場で負荷の高い業務を捉えて、デジタイゼーションそしてデジタルイゼーションの可能性を見出し、実現に向けてポテンシャルを十分に発揮していただきたく思います。

例えば、部局をまたいだメンバーでプロジェクトチームを組織して、サーベイで意見や要望、現在の課題を収集し、ワークショップで問題解決のアイデアを出し合う。そしてプロセスマッピングで業務プロセスの可視化を行い、ボトルネックなどを明らかにすることで改善の方向性を見出す。それをデータ分析してプロジェクトチームからフィードバックを受けるなど、今よりさらに具体的に、現場の課題を包括的に収集、整理して取り組んでみてはいかがでしょうか。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

さらに生成AIを併せることで、本市のDXが大きく前進するのではないのでしょうか。

また、こういった新しい取組における、アジャイルなプロジェクト管理と失敗を許容する文化の導入の検討も併せてお願いいたします。デジタル政策室を抱える行政経営部長として、本市のDX推進の意気込みと姿勢をお示し願います。

○野田泰弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 全国的に生産年齢人口の縮小が進み、自治体にとりましても働き手の確保、定着が大きな課題となりつつございます。そうした中で、業務の効率化、長時間勤務の抑制など、働き方改革の本気度が問われていくものと考えております。

こうした課題に対してデジタル技術の利活用が、重要かつ不可欠な解決策の一つであることは言うまでもなく、取組加速化の必要性を改めて強く感じているところでございます。

御提案のような柔軟な取組につきましては、今後、とりわけ検討の段階においては効果的な手法の一つになると存じます。また、トライ・アンド・エラーが認められる雰囲気も、働きやすい職場には欠かせないものと考えております。その上で、実装段階におきましては、セキュリティ確保、ミス未然防止、デバイド対策、また対面が必要な業務へのマンパワー確保、コストバランスなど、様々な観点でチェックをかけながら進めていくべきとの認識でござ

います。

今後とも、情報政策室改めデジタル政策室と企画財政室との両室の連携の下でデジタル技術の柔軟かつ適切な利活用を進め、職員体制の確保、また行政サービスの利便性や持続可能性の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○野田泰弘議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 ありがとうございます。デジタル政策室の担う今後のDXにおける役割は、ますます重要なものになってまいります。所管の力はもちろん、民間の力、所管外の力、知識、知恵も借りながら、庁内全体を巻き込んで推進していかなくてはなりません。

また、若い職員さんや意欲的な職員さんと積極的に連携、協力しながら、垂直志向で課題を捉えて、水平思考でチャレンジするといった組織にさせていただきたく要望いたしまして、質問を終わります。

○野田泰弘議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は2月29日（木曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後4時34分 散会)

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	野田泰弘	
吹田市議会副議長	白石透	
吹田市議会議員	玉井美樹子	
吹田市議会議員	澤田直己	